

6月14日（第1日）

6月14日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
消防長	丸石正男	企業局長	躍場克之
教育部長	山井法男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員の皆さん、そして執行部の皆さん、御出席御苦勞さまでございます。

また、傍聴される皆様には、早朝より傍聴にお越しくださいますして誠にありがとうございます。本定例会をインターネットで配信を御覧いただいている皆様にも、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスですが、最近は感染者数ゼロという日も多くなってまいりました。これはひとえに、皆様がワクチンの接種、また防災対策にいろいろ協力してくれたおかげだと思っております。ありがとうございます。

もう少ししますと梅雨入り宣言が行われることと思います。これから大雨また台風等には危機感を持って、注意して対策を心得ていただけたらと思うわけでございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまから、令和4年第3回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。

本日ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和4年第3回江田島市議会を開会するに当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

梅雨入りを目前に控え、アジサイの花が美しい季節となりました。

6月11日、12日、2日間にわたり、第7回目となりましたSEA TO SUMMIT2022が、大柿高校自然科学部の活動発表や北極冒険家の荻田泰永さんの基調講演による環境シンポジウムに続き、全国19の都道府県から多くの皆様の参加を得て、無事終了いたしました。

甚大な被害を発生させた平成30年7月豪雨災害から、早4年を迎えようとしております。今後は降水量が増えることが懸念されております。これまでの教訓を踏まえまして、市民の皆様方とともに災害に備えてまいりたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本市では、令和4年1月の1か月で270人もの新規陽性患者を確認するという急激な感染拡大から、5月は99人と減少傾向にあるものの、いまだ予断を許さない状況でございます。

また、ワクチン接種につきましては、第一期追加接種（3回目接種）が4月でおおむね終了し、現在は第2期追加接種（4回目接種）に向けて、高齢者の皆さんへの接種券発送など準備を進めているところでございます。

このような中、現在、さとうみ科学館、大柿自然環境体験学習交流館では、開館20周年記念展としてイラスト水族館が開催されております。5月から始まりました記念展では、子供たちに自然を見る目を養ってもらうため、海辺の生き物を題材として募集している絵画コンクールの歴代優秀賞全373点が一挙に公開されており、市内外から多くの皆様に来館いただいております。

さとうみ科学館は、平成14年4月、瀬戸内の島ならではの自然を教材に、里海教育を推進するために、旧深江小学校の校舎などを活用して開館したものでございます。市内の小中学校と連携をしながら自然観察会などを開き、子供たちにふるさとの自然、里海を愛する心を育てており、本市にとって宝の施設でございます。

この科学館開館前の準備段階から事業に携わる西原直久館長の理念、「ふるさとの自然を知る子供は、ふるさとを語れる大人になる。ふるさとの自然を知る子供は、ふるさとを語れる大人になる。」というこの言葉は、私たちふるさとのまちづくりに関わる者全てが胸に抱く言葉だと思います。

私の敬愛する詩人、坂村真民先生の「あとから来る者のために」という詩の最後の一節「あの可愛い者たちのために、未来を受け継ぐ者たちのために、皆それぞれ自分のできる何かをしていくのだ」という、この詩に通じる真心があると感じております。

この宝の施設、ここに貫かれる里海教育の姿勢をこれからも本市のまちづくりの貴重な理念として守っていきたい、このように考えております。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、2月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして報告させていただきます。

市政報告書1ページ、2項目め、令和4年江田島市成人式についてでございます。

5月4日、農村環境改善センター（わくわくセンター）で、令和4年江田島市成人式を開催いたしました。今回は、コロナ禍による延期を経て、令和3年及び令和4年の2年分の新成人を祝う合同での開催となりました。式典には、新成人の皆さんをはじめ来賓など約200人の参加があり、シンガーソングライターの「う～み」さんから歌と温かいエールが送られました。成人式運営委員の方々の活躍により充実した成人式となり、コロナ禍に惑わされながらも、晴れて門出を迎えた新成人を祝うことができました。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

なお、この場をおかりしまして、再任用となります消防長を紹介したいと思いますので、しばらくお時間をお願いいたします。消防本部の目標と併せて自己紹介を簡単に行わせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 消防長。

○消防長（丸石正男君） このたび再任用の消防長を仰せつかりました丸石でございます。コロナ禍が続く中、江田島市民が安心できる救急活動・消防活動を展開し、安全安心なまちづくりに努めていく所存でございます。改めまして、よろしく願いいたします。

○市長（明岳周作君） どうぞよろしく願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による「定期監査及び行政監査の結果について」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「令和4年1月分から令和4年4月分までに係る例月現金出納検査に関する監査の結果報告」がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 平川博之議員、11番 沖 也寸志議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問・答弁は登壇し、通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式、再質問から質問・答弁は自席で行う一問一答方式となっておりますのでよろしくお願いいたします。

また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

なお、本定例会に関しましては、自席で行う質問・答弁については着席のまま発言してください。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 6番議員の古居でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

さて、江田島市において人口減少が進んでおり、問題になっておりますが、土地建物についても耕作放棄地や空き家件数の増加の問題、つまり土地の空き家の状態として同じような問題だと思われそうですが、この状況において、以前より対応に苦慮していた空き家については、市として条例化することで対応しております。

この4月から空家対策等政策条例が施行されておりますが、同条例では、空き家の利活用を所有者の責任として定めているため、空き家バンクの登録数も増えるなど事業が活性化し、利用も進んでいるのではないかと考えております。まず、現在の空き家バンクの登録者数を教えてください。

一方で、条例では所有者の責任として空き家の適切な管理を求めているため、所有者による解体も進んでいるものと思われそうです。市民の心配事である危険な空き家については、解体は進んでいるのでしょうか。相続が発生し難しい事例も多いのではないかと考えられます。このことにつきまして、危険な空き家の解体件数についても教えてください。

また、空き家バンクの登録時に、この空き家相続登記費用の補助を出しているようですが、その件数についてもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から、令和4年4月1日施行の江田島市空家等対策条例について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の空き家バンクの登録数についてでございます。

空き家バンクの登録数は、新規登録があった際に増加し、売買・賃貸契約が整えば減少することになりますので、その都度、物件登録数は流動しております。

このため、まず令和3年度、昨年度1年間における空き家バンク新規登録者数及び成約数の状況を御説明いたします。

新規登録数は、空き家状況調査の際に配布した登録案内のチラシや、空き家所有者に対するPRが功を奏しまして、過去最高となる49件の新規登録がございました。これに対して成約数は、空き家情報を発信するポータルサイト「h o d o h o d o」の開設等の効果により、こちらも過去最高となる39件の御成約をいただいております。

次に、現時点の登録状況を見ますと、令和3年度末の繰越物件が38件、令和4年度に入ってから新規登録が3件、成約が2件、所有者の御都合により削除された物件が2件ありまして、現在は37件の物件が登録されております。

次に、2点目の危険な空き家の解体実績についてでございます。

本市では、老朽化した危険な空き家が倒壊し、近接する住家や道路等に危害が及ぶこ

とを防ぐため、平成25年度から危険家屋除却事業として、解体に要する費用の補助を行っております。その交付件数は、令和3年度までの9年間で累計29件となっておりますけれども、近年では、平成30年度が2件、令和元年度が3件、2年度が1件、3年度が1件と低調に推移しておりました。

このような状況を踏まえ、危険な空き家の解体を加速させるため、今年度から補助金の額を30万円から50万円に、補助率も10分の3から2分の1に拡充を行ったところでございます。令和4年度は、これらの見直し効果などにより、5月末時点で既に前年度を上回る3件の交付決定を行っております。

次に、3点目の空き家相続登記補助の件数についてでございます。

本市では、所有者が不明な空き家の増加を抑制するため、平成30年度から空家相続登記に要する費用の補助を行っております。その交付件数は、令和3年度までの4年間で累計31件となっており、補助制度が浸透していなかった平成30年度の1件を除き、令和元年度10件、2年度9件、3年度11件と顕著に推移しております。

また、今年度から国における令和6年度以降の相続登記義務化の動きを見据えつつ、空き家の利活用を促進するため、空き家バンク登録を要検討するなどの見直しを行いました。令和4年度は、5月末時点で既に4件の交付決定を行っているところでございます。

なお、空家等対策条例の施行については、市の広報紙に同条例のチラシを入れ、市民の皆様への周知を図るとともに、空き家の所有者等に対しても同じチラシを空き家バンクや補助制度等のチラシも同封した上で郵送しております。

近年の動向から、今後も空き家のニーズは十分に見込まれるものと考えております。引き続き、所有者等に対する広報・周知を図り、空き家バンクの新規物件の掘り起こし、購入、賃貸を希望される方へのPRにより、空き家等の利活用を促進するとともに、危険家屋の除却を適宜行うことにより、地域の空き家の適切な管理を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと再質問に入らせていただきたいと思います。

空き家対策等については、空き家の活用と活用できない空き家の早期解体による危険予防の大きく2つに分けることができると考えております。まず、空き家の活用については、市では主に空き家バンクを運営することで対応しておりますが、空き家バンクは所有者から登録された空き家をホームページ上で紹介し、購入希望者等を募っていると思いますが、どの範囲までを市の業務としているのでしょうか。また、このサイトはどのような位置づけとなっているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず初めに、空き家バンクの運営につきましては、市の業務として現在行っております。

具体的には、まず1点目に、所有者から申し出のありました空き家物件を空き家バンクのサイト「h o d o h o d o」こちらに登録してPRすること、これが1点目。

2点目が、空き家物件の説明を含めて移住・定住相談に対応し、空き家物件の内覧を希望する方に対して、現地へ案内を行うことを行っております。この2点が市の業務として行っております。

まず、この2つの業務のうち「h o d o h o d o」を活用した情報発信につきましては、市が直接行います。移住・定住の相談と現地内覧への対応につきましては、商工会や自治会、あるいは農業・漁業関係者、不動産業者、それから行政で構成しております。交流定住促進協議会を通じて、一般社団法人フウドにその業務を委託して行っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。ありがとうございます。

では、市民の方の誤解を解消するために、あえて質問したいと思います。市はそれらの業務について、手数料等の収入は得られていないと思いますがいかがでしょうか。仲介手数料等の利益が発生する売買または賃貸借契約の仲介業務は、民間の不動産業者に委ねておられますか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 市やフウドが行う物件の紹介や案内に関しまして、利用者から金銭をいただくことはございません。また、市やフウドは宅地建物の仲介を行うための資格を有しておりませんので、現地で内覧いただいた売買に関すること、賃貸契約に関することにつきましては、空き家所有者が選定しました不動産業者が直接対応していただいております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。

一般的に民間の不動産事業者は、取扱物件のPR・宣伝広告や内覧希望者への対応について、自らコストをかけて行っていると思います。空き家バンクの運営により発信力と信用力を有する行政がその一端を担うということは、不動産事業者にとっても大変助かると思っておりますし、市内の空き家取引の活性化とともに、移住定住にも大いに寄与するものと考えられます。引き続き、不動産事業者としっかりと連携していき、空き家の利活用と移住定住の促進に努めていただければと思っております。

次に、空家等対策条例のもう一つの活用できない空き家、つまり危険な空き家について伺いたいと思います。

個人の都合もあると思いますが、放置されている危険な空き家が相続されていない場合、その指導はどうのように行っているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 市民の方々から、危険な空き家について通報等を受けた場合、職員が現地調査を行いまして、所有者に対し、写真を添えて安全措置通知を求める通知を文書で行っているところでございます。

また、所有者が死亡されている場合につきましては、固定資産税を納付している管理

者に通知を行っておりまして、繰り返しの通知にも措置が講じられない場合、こちらにつきましては、所有者の相続人を調査いたしまして、その全員の方に対して通知をするというようなことを行っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。

空き家の解体は、相続人全体の同意がなければ解体できないと思われませんが、危険な空き家の解体費の補助はどのように対応しているのでしょうか。法務局に登録されていない、いわゆる未登記建物や相続登記が完了していない状態では、補助対象者が不明確ではないのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 未登記の建物や相続登記が未了の場合につきましては、所有者との相続関係が確認できるような資料を提出していただきまして補助を行っているところでございます。

また、相続人の代表者の方が申請された場合につきましても、戸籍謄本等で所有者と申請者の相続関係が確認させていただければ、相続人間で紛争が生じた場合にも責任を持つなどの誓約書を提出していただき、補助を行っております。

このように、活用しやすい制度の運用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。

空き家の問題と同様に、雑草や雑木の繁茂をはじめとする所有者不明の土地の問題も社会問題となっており、土地基本法の改定で、土地所有者の責務として土地の管理や適正な利用、登記手続による利権、権利の関係の明確化が規定されております。相続が進んでいない不動産について、土地についても利活用を促進し、所有者不明による管理不全の問題解決を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 本市では、空き家の解体後の跡地につきまして、適切に管理していくための制度として、除却後跡地適正管理補助を行っております。空き家解体後の跡地を舗装する、またはオリーブ・ミカン等の苗木を植えていただいた場合に補助するようなものでございます。

また、全国的には、空き家バンクと同様にランドバンクというようなものを運営している自治体等もございますので、こちら先進事例につきましては、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。

所有者不明の土地の問題に関し、不動産登記法の改正により2024年、つまり令和6年度の4月から相続登記が義務化されると思います。知っていて行わなければ過料の

対象にもなり、相続登記を促進する必要があると思われます。空き家にせよ土地にせよ、適切な管理の出発点は権利関係を明確化すること、すなわち相続登記をすることにあると思っております。既存の相続登記補助のほかにも、相続登記を促進する取組の検討はできないものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 権利関係を明確にし責任の所在を明らかにすることは、空き家を増やさないという点において、大変重要なことであると考えております。危険な空き家の多くは、相続人間の紛争や経済的な困窮などを理由に対応が遅れ、当事者間で協議が行われず放置する事例がございます。

本市といたしましては、空き家無料相談会の開催や法務局、司法書士会など関係機関と協力し、講演会を開催する予定としており、引き続き相続登記の重要性について、広報・周知などを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。

空家等対策条例では、空き家は地域の有用な資源と定義しておりますが、私は先祖から受け継いできた山や畑も大切な地域の資源であると考えております。

その一方で、耕作放棄地などの雑草や雑木の繁茂や倒壊しそうな危険な空き家等により、生活する身近な周辺環境が徐々に悪化してきているということを市民の皆さんも強く実感しておられると思います。

人口減少に伴い放置されている地域資源を適切に管理し、利用可能な状態で子や孫へと次の世代へ受け継いでいくということは、将来へのバトンを託された我々世代の責任でもあると思っております。

さらには、その活用を推進することは、移住や企業誘致等による活性化にもつながり、持続可能な江田島市の根幹を維持・形成していくためにも必要不可欠な取組となると期待しております。

地域の活性化が図られますよう、また、これ以上地域の生活環境が悪化しないよう、市が中心となり空き家・空き地に関する取組を所有者等とも連携・協力し、さらに推進していただきたいと思っております。

以上で、私のほうからの質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野伸康君） この際、暫時休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分）

（再開 10時50分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 岡野数正議員。

○8番（岡野数正君） 皆さんおはようございます。8番議員、尽誠会の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びをいただきありがとうございます。

また、インターネット配信を御覧いただいている皆様にも、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大も、ここに来て減少に転じ始めております。政府においても、屋外でのマスクの着用の緩和なども打ち出されておりますことから、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた動きが出てまいりました。しかしながら、引き続き感染予防対策は必要であります。市民の皆様におかれましては、いましばらく頑張っておいてこの感染防止に御協力をいただきたいと思います。

一方、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵略によって、罪のない多くの市民が犠牲となっております。一刻も早く戦争が終結し、平和となることを願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして、江田島市策定の計画関連2項目9点の質問をいたします。

まず1項目めとして、令和4年3月に策定された江田島市地域公共交通計画についてでございます。

本計画は、第2次江田島市総合計画の生活交通の確保の項に掲げる「日常生活や交流を支え、安心して暮らせる公共交通の確保を目指し、本市の公共交通における分野別計画として位置づけるとともに、活性化再生法に定める地域公共交通計画として策定した」とあります。

本市の現状を考えますと、急激な人口減少に伴う利用者の減少、さらに燃料の高騰など、非常に厳しい環境の中での計画策定となっております。また、先日ですが、改正道路交通法の施行により、75歳以上の実車実験が開始されました。この試験を合格しなければ、免許の更新ができなくなるとの内容でございます。これらのことを総合的に考えますと、将来的にも江田島市の地域公共交通が非常に厳しいものとなることが推測されるわけであります。

今回のこの計画が持続可能な地域公共交通計画となっているのか、次の点について伺います。

1点目として、公共交通の課題として挙げた具体的な現状について、どのように捉えられているのか。2点目として、移動手段確保に係る行政負担額の傾向は、今後どのように推移していくのか。3点目として、評価指標における目標値の達成のための具体的な取組は、どのように考えておられるのか。4点目として、改正道交法による75歳以上の高齢者の免許返納事案増加に伴う移動手段の確保が急がれますが、どのような対策を取られるのか。

続いて、2項目めの江田島市インフラ維持管理計画の進捗状況であります。

前回、2月の定例議会でも同様の質問をさせていただきました。その際には、道路の維持管理補修に係る予算が4年度の当初予算では、前年比900万円の増額となっていることを伺い、経年劣化による道路補修箇所が増えつつあるということを痛感したわけであります。とりわけ、市道や里道の経年劣化によるアスファルトの剥がれやコンクリートの亀裂は、ここに来て市内各地で目立つようになってまいりました。市民生活にとって安心して歩ける道路、安心して運転できる道路は必要不可欠なものであると思いま

す。

このようなことを踏まえて、市当局におかれましても、市民生活の安心安全を確保するため、平成29年3月に江田島市インフラ計画を定め、鋭意取り組んでこられたことは承知しておりますが、昨今の度重なる災害等の対応で、そのインフラ維持管理計画の進捗状況について影響が出ているのではと不安を覚えます。

つきましては、市道及び里道の維持管理計画の次の点について伺います。

1点目として、計画では点検方針が定められているが、点検はどのように行われているのか。次に2点目として、計画では予防保全型の維持管理に転換するとあるが、達成はできているのか。3点目として、予防保全による取組効果、維持管理経費の縮減はできているのか。4点目として、計画の見直しは点検結果が出そろった平成36年度とあったが可能なのか。5点目として、里道も同様に老朽化が進んでいるが、どのように考えているのか。

以上、2項目9点について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目9点の御質問をいただきました。質問項目が多岐にわたりますので答弁が長くなります。御容赦いただきたいと思っております。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1項目めの江田島市地域公共交通計画について、お答えをさせていただきます。

1点目の公共交通の課題として挙げた具体的な現状についてでございます。

全ての公共交通に共通する最大の課題は、利用者の減少でありまして、収支バランスの悪化により各社とも経営環境は厳しさを増しております。特に本市においては、人口の急激な減少に伴い、海上交通における利用者は平成25年に250万人台を割り込み、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年は160万人台まで落ち込んでおります。同様に陸上交通においても、昨年度の乗降客数は44万人台まで落ち込み、前年度との比較で約5万人もの減少となっております。

こうした状況を踏まえ、国・県・市による財政支援を行うことで、公共交通網を維持しておりますが、今後利用者の減少に加え、燃料価格の高騰が重なれば、本市の公共交通網のあり方を見直す必要に迫られることを懸念しております。

このほか改善の余地がある課題として、路線バスと航路の接続が必ずしもうまくいっていないという点や、路線バスの運転手の高齢化などを掲げておりまして、今後、公共交通事業者と連携の上、見直しを進めてまいります。

次に、2点目の移動手段確保に係る負担額の傾向についてでございます。

公共交通網を支えるための本市の行政負担額は、平成30年度まではおおむね1億円台で推移しておりました。近年は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や燃料価格の高騰もあり、航路及び路線バスへの財政支援が2億円を超える状況となっております。

次に、3点目の目標値達成のための具体的な取組についてでございます。

地域公共交通計画では、本市の公共交通網を維持するための取組を掲げております。

具体的には、経費補助等による航路や路線バス、おれんじ号の確保であります。そして、航路との接続等に配慮したバス路線網の再編、居住地別・棧橋別の時刻表の作成、需要喚起のイベントの実施、通学定期券購入補助の継続、公共交通の現状に関する市民の皆さんへの周知・啓発など、9つの事業分野に35の取組を掲げております。

次に、4点目の免許返納事案増加に伴う移動手段対策についてでございます。

利用者の減少傾向や燃料費の高騰、人件費の上昇による運航経費の増加、運行を支援するための行政支援額の増加など、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しさを増しております。しかしながら、運転免許を返納された方のほか、児童生徒、病気やけがなどで自動車の運転ができない方、もともと自動車運転免許証を取得されていない方などによって、公共交通は日々の生活を支える大切な移動手段であり、その公共性から必ず守らなければならないものと認識しております。

今後、公共交通網を維持するため、それぞれの特性を持つ交通モードを効率的に結節し利便性を高めるとともに、住民の皆さんが運行主体となる仕組みの導入を希望される地域があれば、新たな交通手段として支援を検討するなど多様な視点で検討を重ねながら、地域の移動手段の確保を図ってまいります。

続きまして、2項目めの江田島市インフラ維持管理計画の進捗状況についてでございます。

まず、1点目の点検はどのように行われているのかでございます。

本市では、平成28年度に策定した江田島市インフラ維持管理計画に基づき、点検を行っているところでございます。当該計画では、施設の点検を日常点検、定期点検、緊急点検、詳細点検、4つに区分し、施設の重要性や特性を考慮して、施設ごとに点検の実施方針を定めております。

市道の点検では、日常点検といたしまして2名のインフラ施設点検員による点検に加え、職員による車上からの目視点検を行っております。次に、定期点検といたしまして、国の定期点検要領等に従い、5年に1回専門業者による点検を行っております。そのほか、異常気象時などには必要に応じた緊急点検を行うとともに、異常が発見された箇所については詳細点検を行い、適切な維持管理を行っております。

次に、2点目の予防保全型の維持管理に転換されているかでございます。

市道の維持管理手法といたしまして、事後保全型と予防保全型がございます。現在、予防保全型の維持管理を行っているのは、橋梁とトンネル及び道路のり面でございます。現時点では、予測管理が難しい路面舗装につきましては、日常点検による事後保全型にて維持管理を行っております。将来的には、路面舗装につきましてもDXなどの先進技術を導入するなど、予防保全型の維持管理へ転換できるよう検討してまいります。

次に、3点目の予防保全による維持管理経費の縮減はできているかでございます。

現在、予防保全を行っている橋梁の維持管理費用を例に挙げますと、今後60年間の維持管理手法を事後保全から予防保全に転換した場合には、約2割の費用縮減が見込まれております。こうした結果を踏まえ、引き続き予防保全による市道の計画的な修繕を進めていくことで、一定の縮減効果が得られるものと考えております。

次に、4点目の計画の見直しについてでございます。

当該計画は、第1次期間として、平成29年から令和8年までの10年間としております。今後、最新の点検結果や法令等を踏まえ、継続的な維持管理を進める上で問題が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しや改善をしていくことといたしております。

最後に、5点目の里道についてはどのように考えているのかでございます。

里道や水路等の法定外公共物につきましては、インフラ維持管理計画の対象施設には含まれておりません。現在、本市の限られた予算と人員の中で市道や河川などの補修を行っております。しかしながら、施設の老朽化が進む中、全ての修繕要望に対して迅速に対応することが困難になっております。そこで、限られた予算の中で早期改修を必要とする利用者の皆様に対し、本市独自の補助制度を設けております。当該制度を御活用いただくことを基本としつつ、地域と市が連携し適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ただいま2項目9点の質問について、丁寧な御回答をいただきありがとうございます。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの江田島市地域公共交通計画についてでございます。

1点目として、計画の中で公共交通の課題の現状について御回答をいただきました。やはり何と言っても利用者の減少が大きいということでございます。海上交通の利用者は、平成25年当時には250万人台を割り込んだと。そして、令和2年には160万人台に落ち込んだということでございます。コロナ感染症の影響もあったとは思いますが、僅か8年の間に90万人もの利用者の減少となったわけでありまして。また、陸上交通においても、昨年度の利用者は44万人、前年比5万人の減とのことでございます。もう軒並み利用者が減少しているわけでありまして。

この間、本市においては、江田島市地域公共交通網形成計画を基本に、利用者の増を図る取組をしてきたわけでありまして、残念ながら結果的には人口減少の影響が大きく、利用者の減少を食い止めることができなかったということでございます。

当然、今回の地域公共交通計画を策定される際には、以前の江田島市公共交通網形成計画の総括をされたものと思いますが、どのように総括をされたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 総括につきまして、前の計画でございます公共交通網形成計画の取組を振り返りますと、おれんじ号のダイヤ等の見直し、路線バスへのPASPYの導入、航路へのIC券売機やフリーWi-Fiの導入、公共交通マップの作成など、目標値を上回る取組を実施してまいりました。

しかしながら、人口減少と併せて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことで、乗降客数や総観光客数といった目標値につきましては、残念ながら達成できておりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） つまり、やはり人口減少及びこのコロナの影響が大きいということでもあります。

これは国立社会保障・人口問題研究所の予測では、江田島市の人口は2030年、つまり8年後には1万6,854人、そして2040年、すなわち18年後には1万2,560人と予測されております。若干の数値の上下はあるとは思いますが、ほぼ正確に計算予測されたものと考えerわけでもあります。今回の計画は、このように人口減少が大きく進むことを踏まえた上での5年間の計画となっていなければならないと考えるわけでもあります。

そこで伺います。評価指標というのが設けてありますけれども、現状値及び目標値がその中に示されております。収支差の中で、中町、高田、宇品航路については明記されておりますが、その他の航路が明記されていないのはなぜでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） このたびの評価指標につきましては、本市が運行主体である中町・宇品航路における収支状況を踏まえた上で、その他の民間航路の状況を推察する目安として収支目標を設定しております。その他の航路につきましては、民間の航路であることから、原則収支状況については公表されておりません。このため、このたびの地域公共交通計画においては、便数や運賃など経営方針を市で直接決定することが可能な中町航路を収支目標に設定しているものでございます。

一方、三高航路は民間航路と言いながら補助航路となっております。その他の航路についても、人口の減少や新型コロナの影響により乗降客が減少し、経営の厳しさは増しているというふうに伺っております。こうしたことから、民間航路に対しても経営悪化によるサービスの低下のリスクをできるだけ未然に抑制できるよう、引き続き航路事業者との連携を密にしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。とはいいながらも、この三高・宇品航路に対する運航赤字に対しては、広島県、広島市、そして江田島市の三者で協調補助を行っております。ということは、公金を使って行政支援をするのであれば、経営改善に向けた取組は必要であると考えerわけでもあります。民間航路においても、しっかりと経営状況は把握した上で、航路の維持に適切な対応を取っていただくよう強くお願いをしたいと思います。

次に、計画の中ではバス及び乗合タクシーの目標値については、利用者数が上がっております。人口減少の中でも、ここの部分については利用者が増えるという、そういった想定になっております。人口減少が予測される中で、どのような根拠でこの目標値を上げたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 御質問のバスや乗合タクシーなどの陸上交通につきましては、人口減少の影響による顕著な減少傾向とは考えておりません。今後、航路との接続を見直して、通院や買い物などの利便性を意識したダイヤを再編することで、新たな

利用者を確保できる余地があるとおのうに考えております。

また、このため公共交通計画に示したとおり、新型コロナの影響が少なかった令和元年度の乗降客数を基準としており、今後、路線の見直しなどで利用者の増加を図るといふ考えの下に目標値を設定しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

この航路との接続の改善はもちろんですが、市内居住者が日々の生活の中で買い物や通院などの移動で使える利便性の向上に努めていただければ、この目標値を達成できるのではないかと考えます。現状はそれほど利便性がよくないというこの現実を真摯に認めた上で、改善が必要なのではないかと思ひます。そのためには、まずそれぞれの地域にお住まいの方々の多様なニーズを把握される必要があるかと思ひますので、現況調査もしっかりと行っていただきたいと思ひます。

続いて、2点目の質問にまいります。

移動手段確保に係る行政負担額の傾向について御回答いただきました。

平成30年度までは、おおむね1億円台で推移していたものが、コロナ感染症の影響や燃料価格の高騰もあることから、近年では2億円を超える状況となっているとのございます。今後、急激に進む人口減少に伴う利用者減といった状況を踏まえますと、国や県及び市の財政支援を続けるにしても厳しい現実が待っているのではないかと考えるところであります。

そこで伺ひます。現在は2億円を超える財政支援を行っておりますが、この先さらに増えるであろう財政支援をどこまで考えるのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず、市長答弁にもございましたが、公共交通は市民の皆様、特に交通手段を持たれない方の生活を支える重要な社会インフラであり、必ず守らなければならない、このように認識しております。その上で、限りある財源の中で、交通政策へ無制限に公費を投入するこいうことは不可能でございまして、各交通機関の利用実態を踏まえながら、現実的な対策を講じる必要があると考えております。

また、公共交通の維持に関する課題については、全国の市町村で浮き彫りになっております。今後、公共交通のインフラ維持を公共が担ひ、運営を民間が担う上下分離方式や、路線バスの自動運転技術、ネットを活用した予約決済システムでありますMaaSなど、次の時代に向けた様々な議論が取り交わされるものと思ひます。

こうしたことから、国や県をはじめ他の市町村の動向を注視しつつ、公共交通協議会において、こいういった情報を共有していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 私は、将来にわたりこの公共交通を維持するためにも、この交通網のあり方を現状ありきではなく、抜本から見直さなくてはならない時期に来ているのではと考えます。公共交通協議会においては、国や先進自治体などの動向を注視し

ながら、持続可能な交通体系構築について、今後も御協議をいただきたいというふうに思います。

次に、3点目の目標達成のための具体的な取組についてでございますが、先ほどの市長答弁では、今までにも実施していた内容についての御回答でした。ということは、今後人口減少が進む中で、同様の取組を続けていくことが利用者の増につながるのか、若干疑問が残るところであります。

そこで伺います。この取組の中でも以前の計画とは違う効果的な内容になっているものについて、その具体をお答えください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 公共交通の乗降客数の確保に最も効果があるのは、毎日利用していただけます通勤や通学の需要を取り組むことだと考えております。このためにも、路線バスや路線バスのダイヤ再編は重要な事項と考えております。バスと航路の接続を改善して、通院や買い物などに利便性の高いダイヤを編成することで、新たな移動需要を掘り起こしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） まさにそのとおりであります。私が注目しておりますのは、市民が常日頃から簡単に利用できる利便性の高い交通体系ができるかということであり、しっかりと取り組んでいただき、市民から、これははっきりしてるんですけども、「便利になったな」という声が聞こえるように頑張っていただきたいと思っております。

次に、4点目の免許返納事案増加に伴う移動手段対策でございます。

改正道路交通法の施行に伴い、今後、免許返納事案が増えてくると思われれます。昨今の高齢者の関わる交通事故を少しでも少なくするために改正されたものですが、本市のこの点在する集落の状況や交通網の現状を勘案すると、高齢者の移動に支障が出るのが予測されます。

市長の答弁でもありましたように、公共交通は日々の生活を支える大切な移動手段であるため、必ず守らなければならないとのことでもございました。まさにそのとおりであります。日々の生活を支える公共交通と認識されているのであれば、事象に応じた適宜適切な対応も必要ではないかと考えるわけであり、一例を挙げますと、現在、秋月・呉航路が休止状態となっております。そこで、この航路について、いつから休止になっているのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 秋月航路につきましては、令和2年の11月16日から運航を休止しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 地域にとっては、通勤や通学、さらには通院等、呉に向かう際には重要な移動手段だったわけであり、本来ならば、再開の目途が立たないと判断した段階で、その他の移動手段を考えるべきではなかったかと思っておりますが、その点に

ついてどのように考えたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 現在、運休しております秋月航路につきましては、呉湾にあります艦船巡りツアーの収益で、この運航を赤字補填しながら運航いただいていたと、こういう実態がございます。しかしながら、新型コロナの影響が長期化しましたので観光ツアーのお客様が激減し、会社全体の収支バランスが確保できないことから、運航が今現在休止しているこういったことが現状でございます。

運行会社ともお話をさせていただきました。呉湾の艦船巡りが改善すれば、秋月航路を再開したいと、このように考えておられます。また、お話の中であったのが、秋月に今現在建設中の水産物加工工場、こちらの動向にも期待されております。呉からの通勤のお客様や併設されるレストランへのお客様ですね、誘客を見込まれるのであれば、このあたりを十分に注視していきたい、このようにおっしゃられてました。こうした状況にあって、引き続き事業者と情報共有を図りながら、秋月航路の再開に向けて協議したいと、このように考えております。

また、御質問にありましたが、陸上交通バスですが、こちらのダイヤ再編につきましても、秋月地区について一つのテーマと考えておりますので、全体のバス路線網の再編の中で運行のあり方については十分検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

地域にお住まいの方々の気持ちを考えれば、もう少し早く対応しなければならなかった事案と思いますし、現在も地域の方々はお困りです。いまだ運航開始のめどは立っておりません。できるだけ早い時期に、これは臨時的なものでも結構ですから、地域のニーズを伺いながら対応をお願いしたいと思います。

これからも住み続けることができるまちづくりを目指すのであれば、この地域公共交通の維持は必須であります。特に、高齢化が進み利用者が減少していく本市の交通網にとって、移動手段の確保は重要な課題となりつつあることから、新たな移動手段を考えなければならない時期にきていると思うわけであります。

高齢化がさらに進むことで、無理に車を運転しなくてもよい地域づくりが必要とされ始めています。現在ではそうした地域づくりを推進するため、自家用有償旅客運送の適用可能性というのが広がってきております。御承知のこととは思いますが、自家用有償旅客運送とは、バス・タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村・NPO等が、自家用車を用いて有償で運送する仕組みであります。

また、全国的にも地域支援自主運行型コミュニティ交通システムを取り入れている自治体などが最近出てまいりました。自治会やまちづくり協議会などが主体となり、地域のボランティア輸送を市が支援するというものでございます。

このように、全国各地で様々な取組が行われておりますが、江田島市の交通網の現状を踏まえた上で、今後の交通網の確保について、どのような見解をお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 公共交通の特性については、もうこれは大量輸送することであり、個々の需要に対応するには限界がございます。このため、全国の過疎地域では助け合いによるボランティア輸送の仕組みが展開されております。本市におきましても、こうした仕組みを広くお知らせすることで、導入を希望される地域がございましたら、福祉の部門や住民自治部門と連携してサポートしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これは私からの提案なんですけれども、先ほど、広く知らせていきたいというようなことをおっしゃいました。こうした事例を市内の自治会やまちづくり協議会などへしっかりと情報提供をして、移動手段の確保について、地域での取組の一つにならないか、それぞれの団体で御検討をしていただくのも、今後の交通体系の維持につながっていくのではと、このように考えるわけであります。市民との協働のまちづくりを目指して、将来の交通網確立に取り組んでいただきたいと思います。

それでは2項目め、江田島市インフラ維持管理計画の進捗状況等について伺います。

本計画は、平成29年3月に策定されておりますから、既に6年目に入っております。第1次期間は10年間を対象期間としているため、残り4年となるわけであります。今回は主に道路の維持管理について再質問させていただきたいと思っております。といいますのも、最近市民の皆様からの御意見や御要望を伺う中で多くなったのが、この道路の修繕の問題であります。先ほどの市長答弁では、点検は適切に行われているとありました。

そこで伺います。日常点検計画の中で舗装についての対象は、全路線、点検は2か月に1回するとありますが、現在の点検実施状況はいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） 2名のインフラ施設点検員により、道路の全路線につきまして年に1回の点検を実施し、その点検により経過観察が必要になった箇所につきましては、重点的に点検を行っているところでございます。

さらに、職員による点検といたしまして、工事現場へ移動する際、あるいは市民の皆様から御要望に伺う際に道路の点検をし、異常がないかの確認をしているところでございます。また、豪雨などの異常気象発生後、こちらのほうにつきましても見回りをしまして点検を実施しておりまして、年に数回程度の点検を実施するよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ここ数年、特に目立ち始めたのがこの老朽化によるアスファルトの剥がれやコンクリートの亀裂などです。修繕工事を要する事案が多くなってきているのではと危惧するところであります。

そうした中で、2名のインフラ施設点検員の方々の御苦勞はよく承知しておりますが、

何分、全路線の点検となると現状把握が追いつかないというのが実際のところではないかと考えます。こうした点についてどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 議員御指摘のとおり2名のインフラ施設点検員や職員による点検のみでは、舗装の異常などの把握につきましても限界というものがございします。そういったことから周辺住民からの舗装の異常などの通報を受け、職員が現地確認、こうした際にしっかりその付近の舗装の状況も確認して点検をしているといったような対応をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 先ほど市長答弁での中に、職員による車上からの、今、部長もおっしゃいましたけれども、車上からの目視点検とありましたが、職員個々がそれぞれの業務を遂行していく中での目視でありますから、これをもって点検をしたというのは、その実効性について、いささか疑問が残るものであります。

この昭和の時代に造られた多くの道路は、ここに来て急速に損傷が進んでおります。職員の目視やインフラ施設点検員の活動だけでは、適切な現状把握や維持管理は追いつかない状況を踏まえ、今後何らかの対策が必要ではないでしょうか。

私は、日頃道路を利用する市民の声を受ける窓口の設置など、目に見える取組が必要なのではないかと考えています。現在では、担当課には直接市民からの情報が入っているかとは思いますが、多くの市民は道路異常を発見してもどこに知らせたらいいのか分からないという声をよく耳にするわけでありまして。つまりそれを受ける窓口、例えば、これまあ仮称ですけども、道路修繕119番といった市民にとって分かりやすい連絡先を設置することで、道路に対する点検力あるいは監視力が向上するのではと考えますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路の異常の中には、生活道路として日頃市民の方々が利用されている状況でなければ分からないといったような情報もありまして、市民の皆様から頂く情報というのは、非常に貴重であるというふうに認識をしているところがございます。また、このような道路の異常は、市民センターなどの身近な窓口を通じ建設課のほうに情報提供いただく、こういったケースというのは少なくございません。したがって、担当部署が分からない場合にも、お気軽に身近な行政窓口にご相談いただけるような取組、こういったものが必要であるというふうに考えております。

現在、暮らしのガイドブックやホームページ等で広報しているところではございますけれども、市民の方々が通報しやすいよう、分かりやすく改善するとともに、どこに通報されても担当課に届くような関係部署との連携、こちらの強化のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

そこでですね、これは私からの提案なんですけれども。これは京都市ですね。京都市がスマホ用に作っている独自のアプリがあります。みつけ隊というのがあります。みつけは平仮名です。隊は部隊の隊。このアプリの総称をみつけ隊。見つけたいと隊が多分こう掛け合ってるんだろうと思うんですが。これは、市民の皆さんが道路の修繕を見つけたら、応援隊となって安心安全な暮らしを守るために、その損傷個所を写真で撮って送れるアプリなんです。場所も分かります。その損傷状況も分かります。まさに市民が通報しやすい取組を行っているわけでありまして。ぜひとも参考にされ、本市でも御検討をいただきたいと思っております。

次に、2点目の予防保全型の維持管理に転換されているかについての質問です。

現在、路面舗装については、事後保全型で対応しているが、将来的には路面舗装もDX等の先進技術を導入するなどして、予防保全型の維持管理へ転換していくよう検討するとの御回答を得ました。この予防保全の維持管理をどのように概念的に捉えるかということでございます。

一例を挙げますと、道路の路面上にある路盤層までが損傷か、あるいはこの損傷箇所が拡大してから措置を行う事後保全型、一方で早い段階で補修を行うのが予防保全型と考えることもできるわけでありまして。つまり、ひび割れやわだち、ポットホールなどが大きくなる前に対応するのが予防保全型として考えれば、損傷が軽微な段階で補修を行うことで劣化の進行を遅らせ改修時期の集中を回避し、かつ修繕経費の縮減が図られるのではと考えますが、この点について担当部長の見解を伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路舗装、こちらのほうにつきましては、現時点では劣化予測が非常に難しい状況でございます。そうした中、修繕するタイミングや方法選定、施行範囲など、維持管理費の低減に向けた最適な予防保全の手法について、検討を行う必要があるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これは他都市においては、道路の路面管理にも予防保全を取り入れている自治体がもう既にご覧いただけます。維持管理経費の縮減を図るのであれば、早急に検討をお願いいたします。

次に、3点目の質問、この予防保全による維持管理経費の縮減はできているのかでございます。

本計画では、予防保全型の維持管理に転換し修繕経費の縮減を図るとあり、費用推計結果を見ると、令和4年度の道路舗装の維持管理費用の見通しは、これは清掃経費も含めて約4,000万が示されております。しかしながら、これが令和10年度には一気に1億円に跳ね上がっていると推計されているわけでありまして。安心安全の確保と修繕経費の平準化を目指すためにも、早期に予防保全型に転換する必要があると考えるわけですが、この点についてどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路を利用されている市民の皆様の安心安全をこち

らを第一といたしまして、維持管理費用の低減、あるいは平準化の観点からも、予防保全型による維持管理を検討する必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 現在のこれは計画の中でも検討するとあります。本計画は令和6年度までですから、もう既に余り時間はないと考えるわけです。ただただこの検討だけで終わるのか、あるいは少しでも早くこの予防保全型に変更を進めていくことで経費の縮減を図っていくのか、今大切な時期に来ているのではと考えます。担当部局の早い取組を期待したいと思えます。

次に、4点目の計画の見直しでございます。

計画では、平成36年度つまり令和6年度には、本計画の見直しを図ることとされておりますが、予定どおり見直すことが可能なのでしょうか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 計画の中では、最新の点検結果や法令等を踏まえまして、適宜計画の修正を行っていく必要があり、おおむね全施設の最新の点検結果が出そろそろ令和6年度に見直しの予定をしておりました。しかしながら、平成30年7月豪雨による災害復旧を優先したことから、詳細点検に遅れを生じておると、こういったような実態がございます。また、災害復旧によりまして、更新したインフラも数多くございまして、それらの情報整理も必要であるというふうに考えております。

したがって、現時点では令和6年度の見直し、こちらのほうにつきましては非常に厳しい状況ではございますけれども、早期見直しに努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 当初のこの計画では、今後の個別施設計画を策定していく中に道路舗装も掲げられておりました。全国の自治体では、既に舗装長寿命化修繕計画が策定されているところもございます。この点について、本市では策定されているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 本市では、まずDXなどの新技術、こちらを活用した予防保全型の維持管理の導入に向けた検討を行った上で、必要に応じ舗装の個別施設計画策定に取り組みたいというふうに考えております。これらの検討に際しましては、既に計画を作成された自治体の先例事例、こちらのほうを参考にしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ぜひとも、この早期取組をお願いしたいと思います。

最後、5点目の質問にまいります。

県道や市道が整備された時期に、この里道の整備も進んでいったと聞いております。

ということは、同じように老朽化が進み、修繕の必要性が出ているわけであります。法定外公共物ということで、一定の条件と一部負担があることから、その修繕はなかなか進みにくい現状となっております。しかしながら、生活道路としての里道は、地域住民にとっては必要なものですから通らないわけにはいかないのであります。確かに、本市にとっても厳しい財政状況の中での対応となるわけですから、困難なこともあるでしょうが、昨今の物価高で市民の財政事情も厳しい状況となっております。ここは市民生活の安心安全を確保するためにも、里道の老朽化修繕に対応する制度の見直しと、諸条件の緩和について検討すべきと考えますが、どのような見解をお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 里道につきましては、利用者、こちらのほうが限定されるということもございますので、本市では独自の補助制度、こちらによる修繕に御理解をいただいているところでございます。そうした中、今後は補助制度を利用される方々の御意見もいただきながら、利用しやすい制度づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） よろしくお願ひしたいと思います。

さて、本市の舗装道も高度経済成長期に集中的に道路整備が行われてきたことで、今後一斉に老朽化が進むと考えられるため、これまで以上に効果的かつ効率的な維持管理が求められております。このため、舗装の損傷が大きくさらに深くなってから修繕する事後保全型の維持管理から、定期的な点検や市民からの情報収集を強化することで、損傷が深刻化する前に舗装の表層部分を修繕する予防保全型の維持管理への転換が、できるだけ早く進むことを望むものであります。

また、次期計画の見直しに際しては、予算の平準化や長寿命化による中長期的な維持管理経費の縮減を図るための的確な舗装長寿命化修繕計画を取り入れ、市民の安心安全な暮らしを支える道路としていただきますよう強く要望し、私の全ての質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、8番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時00分まで休憩いたします。

（休憩 11時43分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 皆様こんにちは。1番議員、尽誠会の宮下でございます。

傍聴いただいている皆様、またネット配信を御覧になっている皆様にもお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、1項目2点について質問させていただきます。

本市におけるヤングケアラーの実態などについてです。近年、ヤングケアラーという言葉が耳にする機会が増えてきました。背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働

き世帯の増加、家庭内の経済状況の変化などが要因となって、こうした社会情勢の変化や経済不安の中で年齢や成長に見合わない責任や負担の伴う、いわゆるお手伝いの域を超えた家族のケアを行っている子供たちがいます。

令和3年度に国が行った全国実態調査では、小学校6年生の6.5%が何らかの形でケア・お手伝いに関わっているとされています。まだヤングケアラーに対して法令上の定義はありませんが、一般社団法人日本ケアラー連盟の用いている例を一部抜粋させていただきますと、目が離せない家族の見守りをしている、アルコールや薬物、ギャンブルの問題を抱える家族の対応をしている、または日本語が第一言語でない家族、または障害のある家族のための通訳を日常的に行っているなどが挙げられます。

本市におきましても、見過ごしてはならない社会問題の一つであることから、次の点について伺わせていただきます。

1、本市におけるヤングケアラーの実態は。2、ヤングケアラーに対する本市の見解はの2点についてです。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 宮下議員からヤングケアラーの実態等について、2点の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、1点目の本市におけるヤングケアラーの実態はとのお尋ねでございます。

ヤングケアラーとは、今おっしゃっていただきましたけども、法令上の定義はないものの、一般的に本来大人が担うと想定をされている家事や家族のお世話などを日常的に行っている子供のこととされております。子供が家事や家族のお世話をすることは、ごく普通のことと思われれます。しかしながら、家族の介護など年齢や成長に見合わない重い責任や負担を負うことで、勉強や部活、友人との時間など子供としての時間と引き換えに行っている場合がございます。これが近年ヤングケアラーとして社会問題化してきているものでございます。

そのため、国、厚生労働省では、令和2年度及び令和3年度に実態調査を実施いたしました。その結果、全国的には、令和2年度の調査で中学2年生の5.7%、令和3年度の調査で小学6年生の6.5%が何らかの形で家族のお世話をしていると回答しております。本市では、実態を把握するための調査は実施をしていないものの、潜在的には存在しているものと考えております。

そして、このヤングケアラーとなる家庭の状況は様々でございます。障害のある方や高齢者の方の介護が必要な場合、経済的な問題や保護者の方の養育力に課題がある場合などがございます。このような場合では、介護支援計画を立てるケアマネジャー、障害福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、生活保護でのケースワーカー、そのほか、子ども家庭支援員や民生委員・児童委員の方など、数多くの福祉専門職の方が携わっております。そうした方から福祉に関する多くの情報を提供していただき、ヤングケアラーを含めて、その家族の把握や対応をしているのが現状でございます。このような情報の下、本市がヤングケアラーとして認識しているのは、現在のところ1件でございます。

次に、2点目のヤングケアラーに対する本市の見解はとのお尋ねでございます。

子供の人権は最大限に守り尊重すべきものであり、本来は大人が担うべき家事や介護等によって子供の健やかな成長が阻害されたり、児童虐待につながらないようにすることが大切でございます。

そのため、市では児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しております。この協議会では、保護や支援が必要な子供に関する情報を得たときには、ヤングケアラーを含む全ての事案につきまして、学校や保育施設など、その子供が所属する機関と連携して、その家庭の実情の把握に努めながら必要な支援へつなげております。

しかしながら、ヤングケアラーは、家族の障害などの事情を周囲に知られたくないなど、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、子供自身や周囲の大人も気づきにくい状況がございます。そのため、周囲の大人がヤングケアラーへの関心を深め、問題に気づき、必要な支援につなげていくことが必要でございます。また、子供本人に家庭内のことを相談できる機関を知っていただくことも大切でございます。

市では今年度、令和4年度に子供家庭総合支援拠点を設置いたしました。これは、18歳までの全ての子供の情報を把握していくことや、その相談体制・支援体制を強化していくものでございます。この拠点を中心に、市民の皆様や保護者の方、子供たちへの広報啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、ここに配置されております子供家庭支援員による、市内小中学校や保育施設への訪問、主任児童委員の方との定期的な情報交換の場を設けることで、さらなるヤングケアラーの把握に努めてまいります。そして、その情報を要保護児童対策地域協議会で支援方針を協議し、必要な支援を届けてまいります。

今後もヤングケアラーが一定数存在するという視点を持ち、関係機関と綿密に連携しながら、子供家庭総合支援拠点の機能強化と要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図ってまいります。そして、江田島市地域福祉計画の理念でございます「一人一人が自分らしく輝き共に生きるまち江田島」の実現を目指してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移させていただきます。

まず、1点目のヤングケアラーの実態についてから、お答えしていただいた中で、認識している家庭は現在のところ1件とのことですが、現在どのような対応を取っておられるのか、これは家庭のプライバシーに関わる問題も多くあることから、お答えいただける範囲内の回答で構いませんので、もしあれば。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 市がヤングケアラーとして認識しております1件についてでございます。

本市では、現在、江田島市要保護児童対策地域協議会というのを設置しております。これは、保護者のない児童や児童虐待など保護者に看護させることが不適當であると認

められる児童、これの早期発見及び適切な保護を図るためのものがございます。この協議会では児童虐待案件だけではなく、注意が必要な家庭等の状況の把握を行っております。今回のヤングケアラーとして認識しているのは、その協議会で把握をしている家庭の一つでございます。その具体的な対応の内容につきましては、個人の特定につながるおそれがあることから、この場での回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ありがとうございます。

お答えいただいた中で、要保護児童対策地域協議会について触れていただきました。では、要保護児童対策協議会では一つ一つのその事案、様々な児童虐待であったり、このようなケアラーの問題であったりあると思うのですけれども、そのような事案に対して一般的な流れとしてはどのように対応しているのか、どのような方が参加した協議会なのか教えていただきたいです。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 一般的な対応ということでございます。

市の要保護児童対策地域協議会、これは国や広島県、まあ国は法務省になります。広島県は西部子供家庭センターでありましたり、江田島警察署とかいうことになります。広島県や民生委員・児童委員協議会などの各関係団体、それと市がそれぞれの個別案件に対しまして情報交換や支援方法の検討そして決定、また支援を行っております。今回の1件を含めまして、担当者などが集まります実務者会議というのがございます。これは個別ケースの検討会議というのがございます。こういうのを開きまして、この中で方針の検討が行われ、必要な支援につなげているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 対策協議会、児童対策地域協議会についての流れはすごくよく分かりました。

それでは、1つ目の質問に関して、学校現場での対応についても質問させていただきます。ヤングケアラーの問題に関して、日頃学校の教育現場ではどのようなことに注意して子供たちと接しておられるでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育部長（山井法男君） ヤングケアラーの問題に関して、日頃学校ではどのようなことに注意しているかとの御質問です。

学校では、日常的な児童生徒の観察によって、ヤングケアラーと呼ばれる児童生徒の早期発見に努めています。例えば遅刻しがちであったりとか、宿題ができていなかったり、あるいは欠席日数が多かったりとか、さらに表情が乏しかったり、家族に関する不安や悩みを言っているような児童生徒については特に注目して、本人からの聞き取りや家庭訪問を通して状況の把握に努めるようにしています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） そのように把握をされているとのことで、一般社団法人日本ケアラー連盟の用いている例の中に、日本語が第一言語でない家族を持つ子供たち、お父さんとお母さんが外国人である子供たちについても例として挙がっています。本市の子供たちのうちに、そのような両親、外国人の両親を持たれている子供たちの人数は大体どれぐらいいるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 日本語が第一言語でない家庭の子供たちは、何人いるかとの御質問です。

分かりやすく言いますと、外国人の家庭ということになるわけですがけれども。小中学校合わせまして、こちらで把握してますのは16人。兄弟関係がありますので、世帯数でいうと12世帯というふうに把握しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） なかなか第一言語が日本語でない家族の子供たちというのも、子供たちの中で日本語を修得したり、先生とのコミュニケーションの中で日本語を修得したりする中で、なかなか自分たちの悩みとかを相談できる機会というか、まあ日本語が第一言語でないというところで、相談しにくいという面もあると思うんですけれども、そんな子供たちの悩みとか、その家庭の状況ですか、そういうものをどのように把握しておられるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 子供たちの悩みや家庭の状況をどのようにして把握をしているかのお尋ねです。

子供たちについては、何年かすると日本語にも慣れてきまして、外国人であっても子供たちは、程度の差はありますけれども日本語ができる場合が多いです。ですから子供たちについては直接、担任や日本語指導の教員が聞くことで対応しています。ただ、保護者が日本語が難しいという方はいらっしゃいます。そうした方については、個人懇談などの面談の場であったりとか、あるいは家庭訪問において、日頃の悩みや家庭の状況を聞いています。また、日本語が難しい保護者の場合につきましては、人権推進課に多文化共生相談員を配置してますので、こちらの方の協力を得て、通訳として入ってもらうこともあります。また、場合によっては、保護者の方が働いている職場のほうに通訳の方がいたりしますので、そちらの職場の通訳の方に入ってもらうこともあります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 学校現場で感じる第一言語が日本語じゃない子供たちの保護者のコミュニケーション、今まで多文化共生相談員の方が入っただけのケースと突発的なケースとか様々あると思うんですけれども、突発的に多文化共生相談員の方を介さずに、お母さん・お父さんとコミュニケーションを取らないといけない場面、そういうものもあるのじゃないかなとは思いますが、学校現場で感じるそういった子供たちの保護者とのコミュニケーションを取るに当たっての難しさなど、どのようなものがある

か。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 保護者とのコミュニケーションを取るに当たって難しい点はどうかということのお尋ねです。

先ほど言いましたような、事前に設定されておる個人懇談の場とかそういう場合でしたら、人権推進課の多文化共生相談員を事前に頼んで同席してもらおうということ是可以するんですけども、確かに、議員おっしゃったように緊急時などでは多文化共生相談員が難しいことがあります。そうした際には英語で対応するということになるわけですけども、小学校には英語のできる教員も少ないですから、深い内容の話になると意思疎通に困ることもあります。

それ以外に言いますと、いろんな通知文があるわけですけども、学校から保護者への通知文です。そういうものには、できるだけルビを振ったり英語を書き加えたりすることもありますし、また保護者アンケートとか重要な文書につきましては、人権推進課に依頼して、先ほどの多文化共生相談員に英語版を作ってもらったりとか、あるいはフィリピンで使うタガログ語に翻訳してもらって文書を作るとかいうこともしております。以上です。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 事前に分かっているものに対しては、多文化共生相談員の方の協力や翻訳したりルビを振ったりなどの対応をされているとのことで、一番やっぱり緊急性があるときの対応が難しいという課題もあるとのことで。今後もその家庭の方が孤立することのないような、きめ細かい対応をしていただきたいと思いますし、またICT端末などを用いた翻訳アプリなんかを利用して、その場で教員の方が臨機応変に筆談のような方法で対応もできるんじゃないか、タガログ語と日本語、英語と日本語とかというそういうような細かい対応、筆談のような方法で対応もできると思いますので、端末の活用をぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、2点目のヤングケアラーに対する本市の見解はについての質問へ移らせていただきます。

前回の質問にもお答えいただきました子供家庭総合支援拠点、こちらの体制強化の観点から質問させていただきます。まだまだ認知度や理解度も低く、令和3年5月17日付けの厚労省と文科省の連携プロジェクトチームの報告書にも、社会認知度の向上や福祉教育分野などの関係者の理解促進の必要性、福祉機関や専門職から介護力と見られてしまい、ケアラーである子供たちが介護することを前提とした福祉サービスの利用計画や利用調整が行われるケースがあるとの指摘がされています。今後、関係機関、教員、ソーシャルスクールワーカー、民生委員、福祉従事者、医療関係者など、理解促進の必要性があると思うのですが、今後どのように進めていこうとお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 関係機関への理解促進についてでございます。

本市では、関係機関との連携というのは、先ほど答弁させていただきました市要保護児童対策地域協議会を中心に行っております。また、その事務局というのは、議員さん

が言われた子供家庭総合支援拠点のところでもございます。この協議会におきまして、毎年度、児童虐待対策などの研修や普及啓発活動を行っておりますので、その中でヤングケアラー問題につきましても、理解促進をしていくプログラムを考えていきたいと思っております。また、ヤングケアラーの一般的な理解促進をするためには、市のホームページや広報紙、このようなものを活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ぜひ促進を図っていただきたいと思います。政府のほうも理解促進や実態把握の促進のために、厚生労働省が主体となってヤングケアラー支援体制強化事業として、研修推進事業の補助などを設けています。このような国の補助なんかを受けてみて少し大きな取組、ケアラーに関しては介護福祉分野、障害福祉分野と子育ての機関、または医療機関、様々な複雑な横断的に皆さんが理解していかないといけない問題だと思っておりますので、このような大きな研修や啓発活動のために、この事業を使ってはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 国の研修推進事業の補助金を活用してはどうかというところでございます。

国の今年度の事業といたしまして、ヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する自治体に対しまして、財政支援を行うというメニューがございます。市要保護児童対策地域協議会では、ここの研修におきましても活用が可能と思われまますので、これを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ぜひ検討していただき活用につなげていただきたいです。

このヤングケアラーの問題にかかわらず、介護福祉や障害福祉、子供、子育てに関わる社会問題は、非常に定義付けが難しく理解も進みにくい背景があります。福祉機関や担当部局、子供たちに寄り添う教員や地域を支える民生委員の方々の理解の促進や見守り体制の強化が必要であり、このヤングケアラー問題に関しては、冒頭で申し上げましたように社会情勢や生活動態の変化、今後も続くと言われる不況による経済不安のしわ寄せが子供たちに波及している社会問題の一つであると考えています。

ほかの自治体では、もう少し人口規模の多い自治体ではございますが、ケアラー条例を制定したり、または、そのほか家庭支援策の充実を図る地域も増えています。また、それらの子育て支援策により、人口や税収の増加しているという自治体もございます。子供が子供らしく伸び伸びと育ち、一人一人が自分らしく輝き生きるまちを目指して、より一層の子育て支援策の充実と支援体制の強化を願って、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番 宮下議員の一般質問を終わります。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。

傍聴して下さっている皆様、またインターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき本当にありがとうございます。

今年に入り、オミクロン株の感染急拡大やロシアのウクライナ侵攻により、市民生活が不安定な状況が続くとともに、資源などの物価上昇や価格上昇、家計への負担が増え続けております。このような状況下ではございますが、引き続き市民の皆様の声をしっかりと市政へ届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、江田島市における農業振興事業について質問します。

自然あふれる江田島市では、瀬戸内海に囲まれ少雨で温暖な気候を生かし、農業・漁業が盛んに行われております。また、3F（フラワー・フルーツ・フィッシュ）に代表される質の高い農水産品などの特産品であふれる多くの地域資源に恵まれた恵み多き島でございます。今回の質問では、農業を取り上げさせていただきました。

令和3年4月に公表された2020年農林業センサス、農林業経営体調査結果によると、江田島市で農業に従事する経営体は、個人・法人合わせて約180、農家数は約580となっております。年齢別で見ると65歳以上の占める割合が多く、80歳以上では過半数を占めております。このことは、高齢になっても現役で働くことができる、また農業によって収入や生きがい得られるという、とても魅力的な産業である反面、少子高齢化が進む江田島市にとって、産地の維持や担い手確保という大きな課題を背負っているとも言えます。そして、農地面積の減少により耕作放棄地が増え、鳥獣被害が大きな問題となり、市民の皆様の生活にも大きな影響を与えております。これまでの江田島市を支えてきた農業の技術を次世代に伝え、産地の維持を図る取組について、次の4点を伺います。

1点目、農業振興事業における産地維持・活性化に向けて、広島県やJAなどの関係機関と連携して取り組むという具体的な内容について。2点目、オリーブ振興事業について。3点目、基盤整備促進事業について。4点目、今後の江田島市における農業に対する市の取組について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から、農業振興事業について4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の農業振興事業における産地維持・活性化に向けて、広島県やJAなどの関係機関と連携して取り組むという具体的な内容についてでございます。

本市では、温暖な気候を活用し、ネーブル・いしじ等の果樹、菊・スイトピー等の花卉、キュウリ・トマト・キャベツなど野菜の産地維持・活性化を図るため、JAや各種農業関係団体に対して補助金等を交付し支援を行っております。

具体的には、果樹の生産者団体である果樹部会に対して補助金を交付し、レモンやいしじの苗木の購入助成を行い、JAに対しては、市内にかんきつ指導員を常駐させるための負担金を支払い、栽培技術のフォローをしております。花卉振興協議会に対しては、

花卉品評会開催のための補助金を交付し、生産者の生産意欲の向上を図っております。野菜生産者の方に対しては、広島県野菜価格安定資金協会に野菜価格補償準備金負担金を支出しており、野菜価格下落時の所得安定を図っております。畜産業者の方には、広島県畜産協会に家畜診療所地元負担金を支出して、皆さんが安心して畜産業に取り組めるよう努めております。そして、農地等の保全に取り組む集落に対しては、多面的機能支払い交付金を交付することにより、農地や周辺道路、水路の維持や修繕等の支援をいたしております。

また、平成24年度より継続しております新規就農者研修事業では、県、JA、農業者団体と連携を図りながら、担い手の育成に努めております。本事業では、これまでに9名の研修生がキュウリやトルコギキョウ等の研修を終えており、現在も3名の研修生が先輩栽培者の指導の下、産地の維持拡大を目指して精力的に栽培研修に取り組んでおられます。

このほか、遊休農地の増加に伴い、生息域が拡大しているイノシシ等の有害鳥獣による被害防止対策といたしましては、防除柵の設置に対する補助金や捕獲報償金の交付を行い、農地の保全に努めているところでございます。

次に、2点目のオリーブ振興事業についてでございます。

本市では、農業従事者の高齢化等に伴い増加する遊休農地の解消対策として、瀬戸内海の温暖な気候を生かしたオリーブ栽培を推進してまいりました。オリーブの普及を図るため、平成22年度から市民の皆様に苗木の購入助成を始めており、令和3年度末現在で大柿町深江地区のオリーブ園地も含めた植栽面積は合計で30.7ヘクタール、植栽本数は約1万6,000本となっております。平成23年度には、JAや栽培者等により構成される江田島市オリーブ振興協議会を設立し、オリーブ栽培の普及や栽培技術の調査研究、オリーブの消費拡大に関する啓発や広報等の各種事業を展開してまいりました。さらに、平成29年度には、江田島市オリーブ栽培者の会を設立し、より本格的な栽培の取組が開始され、昨年度の収穫量は8.9トンとなっております。今年度からは、新たにオリーブ栽培に適した肥料や農薬の購入費に対する補助制度を創設して、引き続き本市に適した栽培方法の確立のため、技術的課題の解決に努めてまいります。

次に、3点目の基盤整備促進事業についてでございます。

本市においては、遊休農地の増加とともに、沖美町の三高ダムを水源とした農業用水の利活用を図ることが長年の課題となっております。そのため、農業用水の給水設備が整備されている沖美町沖地区において、遊休農地等の貸し手と借り手をつなぐ農地中間管理機構制度により、貸し手の負担を伴わない県営の基盤整備事業を実施することで、担い手への農地集約を目指すことといたしました。

こうした中、レモン栽培を希望する企業から、本市へ強い参入希望があったことから、本市といたしましても農業振興の長期的な視野に立って、参入企業への支援に向けて動き出すことといたしました。現時点の計画では、今年度中に国費事業の採択申請を行い、早ければ令和5年度から一部の農地造成に着手し、令和6年度には参入企業によるレモンの定植が開始される予定でございます。

最後に、4点目の今後の江田島市における農業に対する市の取組についてございま

す。

本市では、少子高齢化の進行に伴い、農業従事者の減少や遊休農地のさらなる拡大などが懸念されていることから、農業の持続的な発展や地域の活力向上を図るため、平成29年3月に農業振興施策の基本指針となります「江田島市農業振興ビジョン」を策定し、3つの基本方針を掲げて取組を推進しております。

基本方針の1つ目の多様な農業者の育成では、新規就農者研修事業の実施によって、キュウリ等の産地維持拡大のため、担い手の確保を目指してまいります。2つ目の農業収益性の向上では、6次産業化の推進による付加価値の向上や、レモン・いしじを中心とした収益性の高い新たな品目の生産拡大に向けた取組を支援いたします。3つ目の農業農村資源の活用と保全では、農地の貸し手と借り手をつなぐ農地中間管理機構制度を活用し、担い手への農地の集約を推進するとともに、有害鳥獣による被害の防止対策として、出前講座の開催等による集落単位での被害防止対策の取組も進めてまいります。今後も引き続き、広島県やJAなどの関係機関と連携し、産地維持・活性化に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 丁寧な御答弁をいただきありがとうございました。その内容について、再質問させていただきます。

産地維持・活性化に向けて補助金や交付金等により、様々な形で江田島市の農業に対し支援されているということですが、これらの取組により、どのように農業者に還元されているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 先ほど、市長の答弁にありましたように、様々な農業振興のための取組を行っております。しかしながら、これで十分とは考えておりませんけれども、引き続き粘り強く支援してまいりたいと、そのように思っております。

特に、産地の維持活性化については、次の世代を担う農業者が必要であるというふうと考えておまして、その担い手を育成するために、先ほど申しましたように、新規の就農育成事業というものを推進しております。平成24年度から開始しておりますこの研修制度では、これまでに9名の方が研修を終了しておられます。このうち7名の方が現在も江田島市内で就農を継続されております。

この新たな就農者を含め、江田島の野菜出荷組合のキュウリの出荷量は過去3年間、令和元年に581トン、令和2年には596トン、令和3年には640トンと、600トンを超える収穫量を維持しております。野菜出荷組合にも若手が増えて、活発な意見交換が行われております。それらの意見を踏まえて、これからも必要な支援策を検討してまいりたいというふうと考えております。

このほかにも、JAに対して負担金を支払うことで、江田島市にかんきつ指導員を配置していただいております。このかんきつ指導員が現地での営農指導や各種講習会での開催もしていただいていることで、かんきつの産地維持活性化につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 江田島市の農業という産業を守り続けるために、しっかりと支援を継続していただきたいと思います。

次に、オリーブ振興事業において、今年度から肥料や農薬に対しての補助制度を創設されました。これはどのような経緯でつくられたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 江田島市では、平成29年度から令和3年度にかけてオリーブ振興協議会が広島県の農業技術センターの技術的課題解決支援事業を活用しまして、肥料や土壌成分等の研究を共同で行ってまいりました。この結果から、オリーブ栽培者の収穫量増加を図ることを目的に、オリーブの生育に効果のある肥料について支援する補助金を創設いたしました。また、オリーブの成長に伴い、オリーブアナアキゾウムシの被害が本市にも増加しております。この被害を食い止め、収穫量の安定を図るために、オリーブアナアキゾウムシの防除対象の農薬購入費についても補助を行ってまいります。こうした取組をすることで、江田島市にとくした栽培方法の確立を目指してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 江田島市は2011年からオリーブの島を目指し、官民一体となって取り組んでおります。今後も栽培面積を増やすことで遊休農地の解消や江田島市の広報活動、また生産者の生きがいを高めていくことができます。しかし、現在、肥料価格の高騰により以前の2倍近くまで値上げされており、今後も価格が上がっていくと予想されます。肥料の価格が上がり続ければ、農業を継続できず離農する方が増え、また耕作放棄地が増えることが懸念されます。今年度予算が決まった後ではございますが、オリーブ栽培だけにこのような補助があることについて、他の農業をされている市民の方々より疑問の声が上がっております。このことについてどうお考えでしょうか。

また、オリーブ振興事業において、江田島市に適した栽培方法の確立を進めるということですが、今後のオリーブ振興の推進体制について伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） コロナやウクライナ情勢によりまして、肥料の値上げや燃料費の高騰ということを、私たちが国やら県やらの制度も学習しながら、どの制度につきましても、事業者に対するものであれば商工会、漁業者に対する補助であれば漁協さんと連携しながら考えておりますので、引き続き、今のコロナやウクライナ情勢に関するものにつきましても、農協さんや農業者団体と検討しながら、有効な支援策というのを考えてまいりたいとそうように考えております。

続きまして、オリーブ振興事業推進する体制についての御質問なんですけれども、本市では平成25年度から農林水産課の中に専任の職員を配置したオリーブ振興室を設置して、オリーブ振興を推進しております。栽培に関する主な取組といたしましては、苗木の購入助成を行うとともに、栽培方法についての周知を図るために、オリーブ栽培者

の会の会員等を対象に栽培方法についての防除や植付けなどの講習会を開催しております。先週の土曜日にも講習会を開催実施いたしましたところ、市内から25名、市外から11名の36名の参加がございました。収穫期には、収穫ボランティアを募って、収穫が難しい栽培者に対して派遣を行っております。また、栽培や加工の専門知識を持った地域おこし協力隊のOBに業務委託を行って、個別の栽培指導も行っております。また、市民の方から栽培についての問い合わせがあった場合には、直接お会いして栽培指導を行う体制を取っております。これは令和2年度には27回、令和3年度には25回の園地訪問をしております。今後につきましても、オリーブの振興協議会とオリーブ栽培者の会が連携いたしまして、栽培者に寄り添ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 来年度の予算では、今後の情勢を見ながら、農業者に対し不公平感を与えないような、栽培意欲を高められるような取組をしていただき、また国や県、商工会など様々な補助制度を素早く情報として取り入れ、市から市民の皆様に伝えるという姿勢も大切であると思われまます。

江田島市は地中海に似た温暖少雨で、オリーブ栽培に適した地域です。これまで10年間取り組んできた結果、残念なことです。植栽本数、搾油量も当初の見込みを下回っております。しかし、見込みより少ないにしても、実際に植栽本数が増えているということは、遊休農地の解消につながり、また生産者の生きがいにもつながっております。オリーブは平和の象徴でございます。生産者の方々は、それぞれがオリーブに魅力を感じ、江田島市をオリーブで盛り上げようと、生産者同士の人と人とのつながりを大切にしながら、栽培した実が江田島市産のオイルとなり、また自家製としても楽しむことができるという前向きな気持ちで、1年に1回の収穫に向けて取り組んでおります。5年間の推進計画を策定しておりますが、適宜見直しを行いながら生産者の方々が安心して栽培できるよう、取組や支援をしていただきたいと思います。その一つとして、これまでに主に地域おこし協力隊員が担ってきたオリーブ栽培技術指導、オリーブ普及活動をより地域に根差して継続的かつ建設的な取組にしていくために、市職員を高度で専門的な栽培技術及び営農指導ができるように育成していく必要があります。それが小規模農家への日常的で地道な活動につながるかと思われまます。

次に、基盤整備促進事業により、企業の誘致をしてレモンの栽培が始まると伺いました。なぜレモンなのか、またその企業の概要、経緯について伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ありがとうございます。なぜレモンかということについてなんですけれども、オリーブの振興もそうなんですけれども、江田島市は有害鳥獣対策や新規就農生の受入れ、そして様々な農業振興をして、遊休農地を解消するための取組をして進めてまいりました。しかしながら、御存じのとおり遊休農地は増える一方でございます。

また、これまでも企業から、江田島市でトマトやキウイ、バナナなどの栽培をした

いのだが、農地はありませんかとの問い合わせもありました。しかしながら、適当な農地を用意できてないこともあって、なかなか企業参入、そして市内事業者の規模拡大につながっておりませんでした。

ですから、私たちは遊休農地の解消につながるのであれば、また沖美の農業用水を使ってくれるのであれば、担い手は法人に限らず個人でも誰でもよかったですし、品目はかんきつでなくてもオリーブやイチゴ、路地の野菜でも花卉でも何でもよかったというような現状がありました。

そうした中で、平成30年の3月に参入を希望する農業法人さんが、ロケーションのすばらしい沖地区で、レモンを栽培してみたいという申し入れがありました。私たちは早速沖地区の自治会や農業用水の水利組合、そして農業委員、最適化推進委員の皆さんに御相談をしまして、地元議員さんにも御協力をいただきながら集積を進めてまいりました。

御存じのように、レモンは広島県が瀬戸内広島レモンとして、島嶼部のレモンのブランド化、6次産業化に力を入れてきましたので、レモンサワー、レモン酎ハイ、レモンケーキなど関連商品も数多くあります。その需要の高まりとともに価格も安定していると聞いております。食の安全の面から、海外産でなく外国産でなくて国内品が好まれているということも聞いております。江田島市内のレモンのアイスクリームを作っている企業さんからは、レモン不足で因島方面までレモンの買い付けに行っているという話も聞いております。

たまたまレモン栽培であったんですけれども、島の農地の形状やいろいろ考えてもやっぱりレモンが適していて、最善ではないかも分からないけれども決して悪くはないと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） それでは、企業参入によるレモン栽培が江田島市にとってどんなメリットがあり、どんなデメリットがあるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 企業参入によるメリット・デメリットについては、私は正直メリットしかないとそのように思っております。それは、まずは遊休農地の解消につながるということでございます。農地については、ただで借りるわけではありません。中間管理機構等を通して、地権者が不利にならないように借地料をお支払いします。地権者は、税金こそ自分で支払っていただきますけれども、納税額以上に借地料をお支払いします。そして、貸していただける間は、企業が責任を持って農地の管理をいたしますので、農地の保全が災害や有害鳥獣被害の対策にもつながると考えております。また、農業用水の活用が図られることで、農業用水施設の利活用が図られるとそのように思っております。ですから、これからも集積流用化を進めて、農業用水を使っただけのように頑張っていくということでございます。

それから、これはお相手の企業さんと包括連携協定を結ぼうと今考えておまして、レモン栽培だけじゃなくて地域の活性化ということについても、地元の企業さんたちと調

和を図りながら、レモン栽培をしていこうとそういうような考えもございます。

そうは言ってもデメリットについては、例えば参入企業が大量にレモンの苗木を購入することで、島内のほかの栽培者の方に苗木が行き届かないのではないかと、そういった御心配もございました。これにつきましては、企業もそのことを危惧しておりまして、昨年度中に広島県とJA呉を通じて広果連さんのほうに苗木の増産を依頼しております。

そういった部分で我々としては、デメリットはないように考えておるんですが、地域の皆さんにおかれましては、私たちの思いや考えの及ばないところで、御不便や御迷惑をおかけすることは絶対ないとは言い切れないことをございます。ですから、御心配なことですか、いろんな気になることがあれば、どんな些細なことであっても結構ですから、農林水産課やあるいは農業委員会のほうにお伝えいただければ改善して、地域の皆様に御迷惑をおかけすることのないように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 地域の声をしっかりと聞きながら進めていってほしいと思います。

これからの農業は、大規模化、合理化、低コスト化、また高品質なものが求められております。このような中での企業参入による大規模なレモン栽培、国の補助事業として遊休農地を活用して農地を集約し農地造成をすることは、長期的に見ても持続可能な農業が展開できると言えます。

しかし、地元の市民の方々にとっては、県外から企業が進出してきて採算が合わなければ撤退するのではないかと、そのときには先祖から受け継がれてきた農地はどうなるのか、また雇用は生まれるのかなど不安な声も聞かれます。それについてどのようにお考えなのか、また撤退を余儀なくされた場合の契約条項はどのようになっているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ありがとうございます。企業ですから、もうからなくなったらさっさと店を畳んで島を出ていくんじゃないかと、そういう御心配も確かにあると思います。

先ほど申しましたように、その企業さんが包括連携協定を結ぼうというふうにござられて、それは決して自分たちのもうけ本位で、もうけだけでやっているということではなくて、先ほど申しましたように地域おこしでありますとか、農業というのはやっぱりただ単に利益を設けるってということじゃなくて、食を守るとか、国土の保全とか、そういったことにも影響していると思うんですね。この企業さんは本職の農家さんなんです。ですからやっぱりそういった部分も含めて、地域の中で地域を盛り上げるというか、地域の保全をしていく、そういった意味で頑張ろうとしておられますので、そうは言ってもいろんな心配なことはあるでしょうから、また先ほども言いましたように、いろいろ御相談いただければと、そのように思っております。

それから、契約条項につきまして事細かくと言うことはできないんですけども、農

地中間管理機構というところを通して、取りあえずは16年ほどお借りして、その間は撤退するんであれば撤退する側が責任を取りますし、逆に貸す側が途中でやめたということもできないような形で、取りあえず16年は貸してくださいねっていうことで営農をするという形で今進めておりますので、中間管理機構がおりますので、借りる側が勝手なこととはできないというふうには考えておりますので、また私たちも関連しておりますので、なるべく地権者の方に迷惑をかけないようにというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 市民の方々に不安を感じさせないように情報を公開し、しっかりと説明し地元の理解を得ながら、産地の維持管理に努めてほしいと思います。

最後に、少子高齢化社会の中、農業の担い手不足はとても深刻な問題です。地域の活性化や遊休農地の解消、産地維持継続のためにスマート農業も取り入れながら、先ほどオリーブ振興事業の中で言いましたが、やはり農業に関し市職員を高度で専門的な栽培技術、営農指導ができるよう育成していく必要があります、強い農業を目指し、江田島市の高い農業技術を若い人材が安心して受け継ぐことができるよう、時代の変化を受けながら、江田島市の農業振興施策の基本指針を策定していくことも必要であると考えられます。

そして現在、江田島市ではあちこちに産直市ができ、江田島市を盛り上げよう、江田島市で取れた安心安全で新鮮な野菜や果物を多くの方々においしく食べてもらおうと、皆様の必死の努力で運営しております。その方々への今後の支援も必要であると考えられます。市民に寄り添い思いやりのある施策をし、今後の江田島市の農業の発展のため、しっかり取り組んでいただきますよう強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 平本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時15分まで休憩いたします。

（休憩 13時59分）

（再開 14時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 筧本 語議員。

○2番（筧本 語君） 皆様こんにちは。2番議員の筧本語でございます。

お忙しい中、傍聴に足をお運びいただきました皆様、またインターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

江田島市の水道事業の経営状況は、急速な人口減少による水道料金収入の減少や老朽化した施設の更新費の増加などで、今後より一層厳しくなると予想されています。また、経験のある水道技術職員の退職による水道サービスの低下や、災害に対する危機管理に強い水道施設の構築が求められるなど課題が山積している状況にあります。

そのような状況の中、本市は令和3年2月、広島県が令和2年6月に策定した広島県水道広域連携推進方針に基づき、県内水道事業の統合に向け取り組むこととした水道広

域連携への参画を表明し、令和3年4月、統合に賛同する県と本市を含む15市町と広島県水道企業団設立準備協議会を設置し以降、令和4年11月に水道企業団を設立、令和5年度から企業団による事業運営開始を目指し準備を進めていると伺っております。

一方、下水道事業においては、令和3年10月分の使用分から10年ぶりに使用料の改定を行い、全体平均で22.6%、標準世帯で17.2%引き上げております。このとき、水道利用者から料金についての不満と今後の下水道事業について不安だという声を多々耳にしております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1つ目は、水道広域連携の参画により今後どのようなメリットがあり、またどのようなデメリットがあるのかをお伺いします。2つ目は、下水道事業は今後さらに厳しい状況にあると推測されますが、下水道事業の今後の具体的な目標と取組をお伺いします。

以上、2点について市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 筧本議員から、今後の上下水道事業について2点の御質問をいただきました。今までの経緯も踏まえまして答弁をさせていただきたいと思っております。答弁が長くなりますので御容赦ください。

まず、1点目の水道広域連携への参画によるメリットとデメリットについてでございます。

本市の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増加、技術職員の人材不足や技術継承の難しさといった課題を有しております。こういった課題に対応するために本市水道事業は、令和3年2月に水道広域連携への参画を表明し、県と統合に賛同した市・町と令和4年11月の水道企業団設立に向けて現在準備を進めているところでございます。

広域連携への参画するメリットとしては、主に3つの項目が挙げられます。

1つ目は、水道料金の値上げ幅の抑制でございます。

本市の水道事業は、人口減少に伴う水道料金収入の減少や老朽化した施設の更新費の増加により、将来、料金の値上げは避けられない見込みでございます。しかしながら、広域連携による施設の最適化や維持管理の効率化などの取組を進めることにより、単独経営と比べて、この値上げ幅の抑制が可能となります。

2つ目は、浄水場の集約等によって建設改良費の縮減や業務の集約による人件費・委託料等の削減が図られることや、広域化に係る交付金の活用による施設の早期更新など、今後40年間で約40億円の縮減効果が期待できることでございます。

3つ目は、広域連携参画により、企業団内において職員の相互連携が図られ、技術職員の確保や技術継承が可能となることでございます。一方で、本市が広域連携に参画するには、大きく2つの課題があると考えておりました。

1つ目は、災害など緊急時における危機管理体制についてでございます。

本市においては、平成18年の送水トンネル崩落事故や、平成30年7月豪雨災害で

2回もの大規模断水を経験し、市民の皆様の災害に対する危機意識も一層高まっているところでございます。また、本市に限らず他の参画市町からも、危機管理体制の拡充や災害の長期化に伴うバックアップなど、多くの要望が寄せられたことも事実でございます。

2つ目は、老朽化が進む海底送水管についてでございます。

島内水源に乏しい本市にとって、海底管は重要な基幹管路であります。しかしながら、既に建設から59年が経過し、更新には多額の費用を要することから、更新時期等が大きな問題となっております。このため、連携参画に際しては、本市の最重要課題と掲げ、県に対し再三にわたって、この海底送水管の方針を強く要望を行ってきたところでございます。

これら2つの課題解決を図るため、県は新たな対応策を立案いたしました。

1つ目の危機管理体制については、企業団を江田島市地域防災計画の防災関係機関に位置付け、本市と連携して迅速に対応できる体制を構築することにより、危機管理体制にも十分対応できる組織がつけられるものとなりました。

また、2つ目の海底管につきましては、県は断水リスクを大幅に軽減できるよう、新たに県用水の海底管を整備することになりました。海底管の二重化を企業団主体で行っていただくことは、本市において財政的に大きなメリットとなり、最大の懸念事項を払拭することができるようになりました。

さらには、新たな海底管の更新に加え、現在掘削中の2基トンネルの開通によって、本市への水道供給方法が県工水・県用水ルートで二重化されることとなり、二度の大きな断水に悩まされた本市にとって非常に大きな安心材料となります。

以上のことから、本市にとって水道事業の運営を将来にわたり安全安心に持続させるためにも、水道の広域連携は最善の方策と考えております。

次に、2点目の下水道事業の今後の具体的な目標と取組についてでございます。

下水道事業は、市民の皆様の快適な暮らしや良好な水環境を保つため、利用する方々の下水道使用料により運営されています。しかしながら、人口減少に伴い下水道利用者が年々少なくなっていることに加え、施設の老朽化による維持管理費の増加などによって、使用料収入だけでは賄えていない状況でありまして、その不足する額を一般会計からの繰入金により補っているところでございます。

このような厳しい経営状況の中、下水道事業の経営健全化のために、江田島市下水道事業経営戦略に基づき様々な取組を実施してまいりました。まず、経費節減として職員数の見直しによる人件費の縮減を図るとともに、使用料の徴収を上下水道一元化とし、業務の効率化を図りました。次に、し尿前処理センターの下水道集約処理や水洗化促進員による啓発活動を行い、使用料収入の確保に努めました。さらには、下水道整備区域の縮小見直し、大須浄化センターの切串浄化センターへの統合など、様々な経営改善に取り組んでまいりました。しかしながら、今後さらなる人口減少による使用料収入の減少が予想される中、経営の安定化と負担の適正化を図るため、令和元年12月に上下水道審議会に使用料の見直しについて諮問をいたしましたところでございます。

この審議会では、様々な御意見・御提案をいただき、慎重な審議を経て、令和3年1

月に使用料の改定をすべきとの答申を受け、平成23年8月以来の10年ぶりに、令和3年10月使用分から使用料を改定いたしましたところでございます。

下水道事業安定化の今後の取組につきましては、引き続き広報やホームページによる情報発信により利用者の皆様へ理解を図り、未接続世帯に対しては戸別訪問による啓発活動を継続して接続率向上による収入確保に努めてまいります。

また、老朽化施設の計画的な更新や長寿命化を図るため、国庫補助事業等を積極的に活用するとともに、将来的な構想として切串浄化センターを廃止し、中央浄化センターへ統合することによる維持管理費及び施設更新費の縮減を検討してまいります。さらには、下水道事業の経営基盤強化と持続可能な事業運営を確保するため、広島県を主体として、下水道事業の広域化・共同化の取組に関する協議を行ってまいります。

しかしながら、本市は島という地理的条件から、広域化に伴う隣接自治体間での施設の共同化や統廃合は難しい状況でございます。そのため、委託業務の共同発注やDXデジタルトランスフォーメーションを活用した広域的な維持管理の実現、災害時の支援協定や資機材の相互融通などを通して、事業費を削減できるよう広域化の取組を積極的に活用してまいります。

今後下水道を持続的に、安全安心に使用していただくことができるよう、施設の適切な維持管理及び経営改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 2番 筧本議員。

○2番（筧本 語君） ただいま2点の質問について、詳細に御回答いただきありがとうございます。

まず、1点目の水道広域連携への参画によるメリットとデメリットについて、施設の最適化や維持管理の効率化などの取組によって、料金の値上げ幅の抑制が可能となる。浄水場の集約などにより、建設改良費の縮減や業務の集約による人件費、委託料などの削減が図られ、広域化に係る交付金の活用による施設の早期更新など、今後40年間で約40億円の縮減効果が期待できる。広域連携に参画することで、企業団組織内において職員の相互連携が図られ、技術職員の確保や技術継承が可能となる。と、主に3つのメリットがあるとの御回答でした。これほどのメリットがあるのかと正直私も驚いておりますが、市民に対してはさらに声を大にして周知していただきたいと感じております。デメリットに関しては、既に県と連携して解消に向けた取組を行っているとの御回答でしたので、今後市民の不安も解消されていくものと期待しています。

メリットについて1つお伺いします。

先ほど、40年間で約40億円の縮減効果があるとのことでしたが、どう試算したもののかをもう少し詳しくお答え願います。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 広域連携参画に伴って今後40年間で得られる約40億円の縮減効果について、説明させていただきます。

40億円の効果額の内訳につきましては、大きく3つに分けられます。

1つ目は、施設の再編整備によるコスト減です。

先ほど、市長の説明にもありましたように、本来、本市の水道事業として更新を行う予定としておりました海底管の更新について、広島県の県用水供給事業が事業主体として二重化を実現することとなりましたので、この費用として11億円のコスト減が可能となりました。また、老朽化が進む前早世浄水場について、大規模更新を見込んでおりましたが、今後の給水人口の減少に対応できる急速ろ過施設への変更によって8億円のコスト減が可能となるものでございます。

2つ目は、国交付金収入による負担減でございます。

広域化に伴い、交付される交付金4億円を見込んでおり、老朽化施設の更新の財源として活用することができます。

3つ目が、維持管理費におけるコスト減です。

組織の一元化によって維持管理業務の一括発注やシステムの共同化、人件費の縮減、県用水単価の8%減など、維持管理コストが削減できることとなり、約17億円のコスト減を見込んでおります。

これら3つの項目の合計額である約40億円が単独経営に比べて広域連携参画に伴い、今後40年間で得られる縮減効果でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 2番 算本議員。

○2番（算本 語君） 詳しく御回答いただきありがとうございます。

数字で表されると、よりはっきりとメリットを実感できますので、今後も注視していこうと思います。

2点目の下水道事業の今後の具体的な目標と取組について、職員数の見直しによる人件費の縮減、使用料の徴収の上下水道一元化、施設の集約や統廃合、水洗化促進員による啓発活動など様々な取組を行ってきたが、負担の適正化を図るため価格の改定を行ったとの御回答でした。今後も厳しい状況にあると思いますが、国庫補助金や県と広域連携を活用して、下水道事業の安定に尽力していただきたいと思います。

1つ、下水道事業についてお伺いします。

現在、下水道処理区域外の方が浄化槽を設置される場合、予算の範囲内において補助金を交付する浄化槽設置補助制度というものがありますが、今後さらに下水道の普及を促進するために、下水道接続に対する補助制度などは考えておられるのかお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） まず、下水道による汚水処理も合併浄化槽による汚水処理も、市民の皆さんが快適な暮らしや良好な水環境を保つことを目的としております。本市では、経営改善の一環として下水道整備区域の見直しを行い、やむなく下水道処理区域外となった地域がございます。浄化槽設置補助制度は、この下水道処理区域外の皆様が水洗化するための負担を軽減するために創設された補助制度でございます。

この制度を利用した場合の下水道処理区域外の皆様と、下水道を利用する場合の下水道区域内の皆様が、水洗化をするときの初期費用は標準家庭において同程度の負担となるようになっております。現在、既に下水道区域内の整備は完了しております。新たに下水道を利用される方への補助金等は考えておりませんが、今後も市民の皆様の快適な

暮らしのために、下水道や合併浄化槽接続に対する理解を深め、利用していただけるよう、幅広く情報発信及び啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 2番 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 市民が安心して暮らしていくためには、水道事業、下水道事業、合併浄化槽制度も今後さらなる努力が必要になると思われます。利用者・提供者双方がしっかりと現状把握し、知恵を出し合い協力していくことで、初めて困難な状況を乗り越えていけるものと思います。そのためにも、今後市民へのさらなる周知の徹底と利用者の意見を反映することをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

3番 上本雄一郎議員。

○3番（上本雄一郎君） 皆さんこんにちは。3番議員、政友会の上本雄一郎です。

通告に従い、人口減少時代における自治体広報戦略について、これまで以上に組織を挙げて我が町の魅力発信に取り組むべきではないかという見地から、5点の質問をいたします。

本年6月4日付けの新聞報道によれば、昨年1年間での我が国の出生数は81万1,604人となり、データがある1899年以降で過去最少を記録したとのことです。我が町江田島市にあっては、平成16年11月の4町合併後、間もなく19年目を迎えるようになっていますが、この間にも人口減少はとどまることなく進み、年間おおよそ500人というハイペースで社会減・自然減が続いているのが現状であります。

人口減少対策として即効性のある施策はありませんが、我が町の魅力を全国の方々に広く発信し、風光明媚にして気候は温暖、広島市・呉市へのアクセスがよく、人情にも厚い島江田島というイメージを浸透させる努力は、今後も続けていかなければなりません。というのも、人口減少の波を和らげ、今後も江田島市が江田島市として存続していくためには、定住人口の増加や関係人口の創出が不可欠であるからです。それゆえ島の外、とりわけ県外に住まれる方々に地域や自治体の魅力をデジタル・紙媒体の両面で力強く発信する取組が、これまで以上に求められています。

こうした取組は、直ちに効果が目に見えなくとも、人のつながり、縁づくりという見地から、やがて花開く将来を見据えて、粘り強く種まきを続けていかなければならないと考えます。その種まきの一つが広報であり、我々議会や自治体には、広く江田島市を知っていただく責任があります。今後さらなる人口減少の進行により、一層限られた予算と人員体制となることが予測されますが、現在、職員研修において自治体広報をどのように位置付けているのかまず伺います。

次に、市ホームページの改修経過及び既往のアクセス解析並びに今後の改修方針について伺います。

4町が合併してから間もなく19年目を迎えますが、この間、市ホームページはどのような改修を重ねてきたのでしょうか。近年、新型コロナウイルスの影響により、移動や行動の自粛が要請され、新しい生活様式の実践が求められています。こうした環境にあって市

のホームページは、市民のみならず市外・県外の方々が参照するメディアとしてその比重を増してきたように想像しております。アクセス状況を解析し、その結果を踏まえて、より一層見やすいホームページとなるよう不断の改良が必要と考えますが、この点に関する御所見を伺います。

次に、島外の個人や組織への「広報えたじま」の配布状況について伺います。

毎月発行している広報えたじまは、第一義的には市民に対する情報紙であります。それと同時に市外の方々が本市の特性や施策の状況を知り得るものであると思います。毎号速やかにPDF版をアップされておりますが、我が町に興味関心を持ってホームページを訪れる層のみならず、これまでに本市との接点がない方々、あるいは本市のことをよく知らないという方々に、江田島市をよりよく知っていただくためには、やはり紙ベースの広報えたじまを直接お届けする、あるいは手に届くところに置いておく必要があると考えます。そこで、現在の配布状況について伺います。

次に、東京江田島ファン倶楽部の会報「ETTO」の配布先・献本先の拡大について伺います。

ETTOは、東京江田島ファン倶楽部の会報誌として発行されており、先般、第7号を発行したところです。江田島市にまつわるホットな出来事がコンパクトにまとめられており、いずれの記事も簡にして要を得ております。我々江田島市民からすれば目新しい記事ではありませんが、ふるさと江田島を離れて市外に住まう方々からすれば、ふるさとの動向について触れる貴重な媒体となっています。現在、会報誌として1,000部程度印刷していると伺っておりますが、もっと積極的に我が町をPRするツールとして活用するために、配布先・献本先を広げてはどうかと考えますが、御所見を伺います。

最後に、「江田島人物図鑑」及び「ETAJIMA GOON!」の増刷及びさらなる活用について伺います。

本市が制作する様々な広報ツールの中で、我が町で頑張る人に焦点を当てた媒体として「江田島人物図鑑」やフリーペーパー「ETAJIMA GOON!」は異彩を放つものであり、私自身高く評価しております。数年前に刊行された「江田島人物図鑑」については市内の図書館にございますが、既に在庫がない状況です。また、昨年4月からリレー形式でインタビュー記事12本をまとめたフリーペーパーETAJIMA GOON!は、先日刊行されたにもかかわらず、配布場所とされている市内各港にも在庫がなく枯渇しているのが実情です。これまでも江田島の歴史、文化や観光スポットについて紹介する冊子はありましたが、江田島で頑張っている人にスポットを当てた広報ツールであるという点は画期的なものだと捉えております。

いずれの冊子も大幅に増刷した上で、取材先の方々と市内外の関係各所に配布し、さらに活用すべきと考えますが、御所見を伺います。

以上の5点について答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 上本議員から、自治体広報戦略について5点の御質問をいただきました。個々の御質問に答弁させていただく前に、広報に対する考え方を申し述べ

させていただきます。

本市の課題の1つとして、知名度・認知度の向上がございします。江田島市第2期総合戦略では、本市に人の流れをつくり縁を有する人を増やすために、知ってもらう・来てもらう・好きになってもらう・住んでもらうというステップを掲げております。この最初の段階である知ってもらうためには、広報は非常に重要な役割を担っており、より一層職員一人一人の発信力の強化を図っていく必要がございします。こうした認識のもと、順に御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の職員研修における位置づけについてでございます。

本市では、コンプライアンスや人権など全職員共通となるテーマにつきましては、職員が参加しやすいよう職場内研修として実施しております。また、法令や税など専門的な実務能力の向上を目指すテーマにつきましては、特別研修に位置付け、自治大学校や全国市町村国際文化研究所など専門機関での研修に参加させ、能力を高めているところでございます。

御質問のあった自治体広報に関する研修につきましては、特別研修に位置付けており、全国市町村国際文化研究所で行われる自治体の広報研修をはじめ、各種研修会に本市職員を参加させております。今後も様々な研修や業務経験などを通じて、市内外の皆様に信頼される職員の育成に努めるとともに、より一層本市の情報が発信される広報活動について努力をまいります。

次に、2点目の市ホームページの改修経過及び既往のアクセス解析並びに改修方針についてでございます。

本市の合併時に開設したホームページは、平成24年度に大規模なリニューアルを行い、現在の姿になっております。その後、情報へのアクセス向上を図るための改修やホームページ通信の暗号化、読みやすい文字・デザインへの変更など、必要に応じて小規模な改修を行っているところでございます。

また、ホームページへのアクセス数は、年間約240万件あり、近年は新型コロナウイルス感染症に関するページが多く閲覧されております。閲覧者数は年間約33万人で、うち約14万人は県内の方であるものの、東京都、大阪府、神奈川県といった都市圏からも約3万人から6万人のアクセスがございします。

なお、今後の改修方針につきましては、全面的な改修を行う場合、多額の費用が見込まれることから、費用対効果を整理した上で検討してまいります。

次に、3点目の島外の個人や組織への「広報えたじま」の配布状況についてでございます。

広報えたじまは、毎月、市外在住の出身者の方や行政機関、報道機関、JAや医師会などの市外の団体などに対して約170部を配布しております。

次に、4点目の東京江田島ファン倶楽部の会報「ETTO」の配布先・献本先の拡大についてでございます。

ETTOは、東京江田島ファン倶楽部の会報誌として、会員の皆様へふるさと江田島の様子や出来事をお伝えするために作成・配布しております。しかしながら、その内容は行楽地や史跡、オリーブ振興、企業進出の状況など、本市における様々な事象がコン

パクトにまとまっておりますので、イベントなどでは本市のPR資料としても活用しているところがございます。

次に、5点目の「江田島人物図鑑」及び「ETAJIMA GoON!」の増刷及びさらなる活用についてでございます。

「江田島人物図鑑」及び「ETAJIMA GoON!」は、ともに地域おこし協力隊員が手がけた市内で活躍される人にスポットを当てた冊子でございます。おかげさまで、これらの冊子は非常に好評をいただいております。市内外の施設やイベントでの配布、希望される方への送付、メディアへの情報提供などにも活用していることから、これは必要に応じて増刷してまいります。

広報は情報の伝達にとどまらず、地域や取組等の認知度・好感度の向上、ブランドイメージの構築、地域愛の醸成などの効果も期待できるものでございます。職員がその重要性・有効性を認識した上で、引き続き冊子やチラシ、ホームページ、SNS、新聞・テレビなどのメディアなど様々な広報ツールを活用し、本市の魅力発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

初めに、職員研修における自治体広報の位置付けについてですが、職場内研修ではなく特別研修に位置付けて専門機関での研修を実施している旨答弁いただきました。職員の方々がふだんの職場とは異なる場所で、一定期間集中的に研修を受講することは非常に意味のあることだと思います。しかし、現実には、限られた予算と人員の中で、一部の職員に受講させているのが実情だろうと思います。

市職員の皆様は、それぞれの業務を進める中で必然的に接点のある方々に対して、例えば事業内容を直接説明したり、その概要をまとめた冊子を手渡したり、また対外的には事業成果の公表や各種プレスリリースを日々行っておられると思います。それゆえ、分かりやすい説明や分かりやすい文書の作成・公表が求められていると考えます。

ただ、私の考える広報とはそういう意味にとどまりません。この際、ぜひとも江田島市職員の一人一人が日々の担当業務や所属部局に関わりなく、ほかの部局の所管事項や重点取組にも一層興味・関心を持ち、自らが江田島市の広報官という気概のもと、あらゆる機会を利用して、この島の魅力をPRする江田島市のスポークスマンであっていただきたい。この点を強く要望します。

次に、2点目の市ホームページの改修経過及び既往のアクセス解析並びに今後の改修方針についてです。

市長答弁の中で、年々改良を重ね利用者の目線に立った改修を重ねている点、理解いたしました。

国においては、政府及び地方自治体が一体となって東京一極集中の是正という旗印の下、地域活性化の取組を進めているところです。長引くコロナ禍を経て、強まる地方移住の流れにさお差し、こうした都市圏の方々と本市との結びつきをさらに深めていくた

めに、例えば広報えたじまやE T T Oのバナーをトップページのさらに上段に来るよう位置付けを見直すとともに、ホームページ訪問者の目を引くようサムネイル画像を置いてはどうかと考えます。ホームページ全体のフレームや骨格は維持しつつ、掲載する情報と優先順位について、再検討が必要であるように感じていますが、御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 現在、江田島市のホームページを見てみますと、アクセス数が今現在多い新型コロナウイルス関連の情報を上位に配置しています。御承知のとおり、ホームページについては情報の新鮮さはもとより、見やすさ、欲しい情報へのアクセスのしやすさ、こちらが大変重要な要素であると考えております。ホームページ全体のフレームにつきましては、御質問いただきました広報えたじまやE T T Oのバナーの配置を含めて、常にその時々的情勢を捉え、知らせるべき情報の優先順位を意識した構成となるように心がけていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

今後、利用者目線での改修を考えるに際しては、市民のみならず島外の方々のニーズ等もよく吟味していただいた上で構成を工夫いただきたいと思います。

次に、3点目の島外の個人や組織への広報えたじまの配布状況についてです。

市長の御答弁では、市外在住の出身者の方々をはじめ行政機関や報道機関、市外の関係団体等に、合わせて月当たり170部をお送りしているとのことでしたが、改善の余地があるように思います。

人口減少時代における広報紙等の活用について、私なりの考え方を述べさせていただきます。我が国には1,747の自治体、市町村及び特別区があり、約1億2,000万人の方々が暮らしております。まずはこれらの方々に、我が江田島を知っていただくことが理想であります。現実的な取組としては、個々の広報紙等の特徴などを見極めながら、一定の関係がある自治体のほか、島出身者やゆかりのある方がおられる民間企業、交通や人流の要所など、働きかける地域やターゲットを絞って、協力を求めることが必要と考えます。

そこで伺いますが、先ほど行政機関には一定数お送りしているとの答弁でしたが、それは具体的にはどこでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 広報の配布先の具体的にどちらかということなんですが、自治体としましては広島県庁や県内の市町のほか、相互に広報紙を送付し合っている県外の自治体が4市町ございます。また、広島県の東京事務所や大阪情報センターなどの県の地方機関、それから農林水産省や国土交通省の地方機関、広島県内の陸上、海上自衛隊などに毎月お送りしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 御答弁ありがとうございます。

広報紙を送付し合う県外の自治体が4市町とのことですが、これがもっとももっとこれから増えていくように、幾つか提案してみたいと思います。

一般論としてですが、冬場に長らく雪に閉ざされる北国では、気候が温暖で風光明媚な南方に対する憧れにも似た気持ちがあるようです。私たちの島の暮らしの中では、船で通勤通学することに特に何も思わなくなっていますけれども、島外の方々、とりわけ雪国の方々の中には、航路が生活道路の一部であるような暮らしぶり、また瀬戸内の島という地理的な特性に明るくてよいイメージを持たれている方が少なからずおられます。

気候条件の異なる日本海側の地域で、多少なりとも我が町と御縁がある自治体に、広報えたじまを定期的に寄贈することで、その御縁を深めるべく取り組まれてはどうでしょうか。例えば海上自衛隊の施設などの所在自治体や石油貯蔵施設が立地する自治体に働きかけてみてはいかがでしょうか。このほか、県や市町の職員の利用が見込まれる県内の公立図書館や議会附属図書館に広報えたじまをお送りするようにしてはどうですか。県外では、都道府県立の一番大きな公立図書館と都道府県議会附属図書館に絞って、継続的な献本を試みてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 広報紙の送付先の拡大についてでございます。

広報紙を送付する場合、当然ながら印刷経費とは別に郵送に要する費用も必要となります。このため、広報紙などの市の刊行物はなるべくホームページなどの電子書籍として掲載し、コストをかけずに全国各地のお住まいの方々に見ていただける環境を整えることに今現在注力しているところです。

一方、議員御指摘のとおり、紙媒体での冊子をお配りすることで、あえて本市の情報を探していない方々にも、偶然目にとめる機会が生じるという長所もございます。こうしたことから、広報紙の送付先につきましては、どれだけ多くの方の目に触れるかも十分勘案の上、費用対効果を見極めながら対応していきたい、このように考えております。

なお、説明が不足しておりましたが、図書館については、国会図書館や広島県立図書館へは現在も広報紙をお送りしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 御答弁ありがとうございます。

一定の関心を有する方々の訪問を待つというのみならず、まだこの島のことを知らない人たちをターゲットに据えて開拓するという姿勢で積極果敢に広報に努めてほしいと思います。公立図書館へのアプローチの強化は、ぜひ御検討いただきたいと思います。

また昨今、全国的に地域創生や地域活性化が学べることをうたう大学や大学院が増えていますので、こうした学校への働きかけの強化も検討いただきたいと思います。

昨年秋のことですが、県内の山陽道サービスエリア内に、長崎県の旬刊の情報紙「にこり」や、呉市の呉市観光ガイドブック「呉ブーム」が置かれているのを目にしました。コロナ禍が車による移動に拍車をかける中、交通の結節点たるサービスエリアは今や絶好のPRスポットとなっていますので、ネクスコ西日本に働きかけていただきたいと思

ふるさと寄附金をしていただいた方々に対するアプローチは直ちに強化していただきたいと思っております。お礼状などを寄附者にお送りする際も、直近の広報えたじまなどを同封すれば、本市のPRになり得ると思っておりますので、この点は早急な対応を要望いたします。

次に、4点目の東京江田島ファン倶楽部の会報ETTOの配布先・献本先の拡大についてです。

会報誌ゆえ、会員に配布するのはもちろんのことですが、今後、島との縁を有する方々を飛躍的に増やすには、東京江田島ファン倶楽部の存在を知らないという方々へのアプローチを抜本的に強化する必要があります。

以前、東京江田島ファン倶楽部に関する質問をさせていただきました。それ以降、いつもかばんに入会申込書と関係資料を持ち歩くようにしたところ、この5か月間で50人ぐらいの方々へ入会申込書を手渡すことができました。

日々、地域の方々とお話していると、お子さんや親戚、同級生が首都圏にいるという方がかなりの数おられることが分かりました。皆様の周りにもそういうケースが多々あるのではないかと思います。

本市の令和4年度当初予算編成方針の中には、「人のつながり・縁づくり」というテーマもあります。直近では会員数が300名近くになった旨聞いておりますが、まずは会員数1,000名を目指して共に取組を進めようではありませんか。350名の市役所の職員一人一人が江田島市の広報官という気持ちで、様々な場面・機会を利用して、会員数を増やす努力をしていただきたいと思いますと考えますが、御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 本市職員の一人一人が広報官の気持ちでPRすべきとの御意見につきましても、議員おっしゃるとおりだと感じております。江田島市には豊かな自然に恵まれた保育や教育の環境、海や山などの観光資源、カキなどの特産物、脈々と受け継がれてきた文化や歴史など、広報できる素材はたくさんございます。上本議員と思いを同じくし、本市の広報にしっかり取り組むよう、職員の意識付けに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

昨年12月来、お話した市民の中で残念ながら東京江田島ファン倶楽部の取組について知っている方というのは1人もいませんでした。市民にこの施策を理解してもらうことは、それ自体が会員数拡大につながる取組であると思っておりますので、広報に一層注力していただきますよう要望いたします。

また、現在会員である方々に協力を求めるほか、例えば広島県東京事務所や銀座にある広島ブランドショップTAUなどの広島県の関係機関、さらには地元選出国會議員の事務所など、我が町と関係の深い団体や組織にも幅広く協力を呼びかけていただきたいと思います。

さらには、江田島にいられた海上自衛隊の隊員やその御家族の方々と我が町との御縁

を今後さらに深めていくため、E T T Oを活用できるのではないかと思いますので、この点は御検討いただきたいと思います。

最後の質問になります。

5点目の「江田島人物図鑑」及び「E T A J I M A G o O N !」の増刷及びさらなる活用についてです。

「必要に応じて増刷してまいります」との市長の答弁でした。私が初めてこの江田島人物図鑑を手にしたのは、5年程前に帰郷した折のことです。島でこんなに多くの方々が様々な分野で頑張っておられるということが分かり、私自身の励みになったところです。御答弁にありましたように、広報は情報の伝達にとどまらず、地域愛の醸成などの効果も期待できるとの指摘はうなずけるものであり、現在のこの島に暮らす方々にスポットを当てた本企画は、市民にとっても郷土に対する愛着の情勢に寄与するものだと思います。

我が国においては地方創生が叫ばれ、平成26年度には、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、人口急減・超高齢化という大きな課題に政府・地方自治体が一体となって取組を進めています。

今日の情報化社会の中でまちや仕事については、その地域に足を運ぶことなく、また時と場所を選ばず調べることが可能になっています。しかし、その地域に暮らす人については、必ずしもそうでないように感じます。そのまちにどのような人が住まい、活躍されているのか、住んでみなければ分からない面が多々あるからです。不安を抱える方々が、移住・定住を決断する際のツールの一つとして、江田島人物図鑑やフリーペーパーE T A J I M A G o O N !は、一定の効果を発揮するのではないかと思います。ぜひとも、これらの冊子を大幅に増刷していただき、さらに積極的に様々な場面で活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 江田島人物図鑑、それからE T A J I M A G o O N !に関する御質問です。

市長答弁にもございましたとおり、江田島人物図鑑とE T A J I M A G o O N !は、市内外の施設やイベントでの配布、希望される方々への送付、メディアへの情報提供などにも活用しております。首都圏においては、広島県が東京に設置しています移住相談窓口、広島暮らしサポートセンターやアンテナショップT A Uなどにも送付し、本市に興味がある方へ本市を紹介していただく際の資料としても活用いただいております。また、E T A J I M A G o O N !は、東京都、愛知県、大阪府などのフリーペーパー取扱店にも送付し、県外の方々に見ていただく機会を設けております。引き続き、市外にお住まいの方々へ江田島市の住まう人のスポットを当てた、この情報紙を届けられるように工夫を重ねていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 御答弁ありがとうございました。

以上、これまで5点にわたる質問をしてきましたのは、島の外部との接点を拡大する

ために、言い換えるならば、いまだ江田島市を知らない島外の方々、特に県外の方々にこの島の魅力を知ってもらうためにデジタル・紙媒体の両面から、さらに営業努力を重ねていただきたいとの思いからです。

先日、フェリーや高速船の客室も一つのPRスポットだと思うという御意見を職員の方からいただきました。旅する者にとっては船で島に向かう時間が、それ自体、非日常です。限られた予算の中、どのような場所に配置すれば、より多くの人に手に取ってもらえるのか、引き続き様々な角度から御検討をいただきたいと思えます。

最後に、市民や関係団体の方々と手を携えて、全国にこの島の魅力を発信していくためにも、まずは本市の職員一人一人が、それぞれの部署において、常に広報という出口を意識して業務を進めるのみならず、自らが江田島市のスポークスマンという心意気で、さらに言えば「我こそは江田島市の営業マン」という思いを胸に、新規の得意先を一つでも多く開拓するという気概をもって、これまで以上に積極的に本市の情報発信に取り組まれることを要望いたしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、2日目は、明日午前10時に開会いたしますので御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 15時15分）